



HIROSHIMA MIDORI SHINKIN BANK
REPORT 2024

ごあいさつ

GREETING

皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当金庫に格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第76期（令和5年度）の業績推移や1年間の活動状況をとりまとめましたディスクロージャー誌「REPORT 2024」を作成いたしましたので、ご高覧いただき、当金庫へのご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

令和5年度の我が国経済は、5月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に移行したことから、社会経済活動の正常化が進みつつあり、本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗ることが期待されています。

一方では、原材料及びエネルギー価格などの高騰に起因した企業による価格転嫁の難しさや、円安、人材不足の影響などにより、厳しい環境に置かれた企業が多く存在しているなか、政府が実施した実質無利子無担保融資の返済が本格化しており、地域金融機関においては、地域産業や事業者を下支えし地域経済の回復や成長に貢献することが喫緊の課題であり、これが延いては事業基盤の存立に関わる問題といえます。

当県北地域においても、少子高齢化、事業所の減少など構造的課題を抱えるなか、地域を支える中小企業の経営環境は一段と厳しさを増し、我々信用金庫を取り巻く環境も、日本銀行によるマイナス金利政策が解除され金融政策が転換期を迎えております。

このような環境下、取引先の資金繰りを支えるとともに、事業の持続可能性を見極めながら事業再構築や販路拡大など生産性向上に向けた課題解決支援に積極的に取り組み、取引先は勿論の事、地域経済を成長軌道に



乗せていくことが重要な使命であると考えております。

また、経営管理態勢や法令等遵守（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策を含む）、サイバーセキュリティなど各種リスクへの対応力を高度化するとともに、急速に進展する社会デジタル化への対応やSDGsなどへの取り組みも進めてまいりました。

その結果、預金の期末残高は前期より35億75百万円3.55%減少し969億27百万円に、貸出金は4億30百万円1.10%増加し391億73百万円となりました。

損益状況につきましては、本業での収益を示すコア業務純益5億68百万円（対前年度比61百万円増）、経常利益4億55百万円（対前年度比2億円増）、当期純利益3億90百万円（対前年度比2億75百万円増）と増収増益となりました。金融機関の健全性、安全性を示す自己資本比率は18.30%となり国内基準で求められる4%を大きく上回り十分な水準を維持しております。

なお、普通出資金配当率は4%とさせていただきます。

さて、令和6年度は当金庫の新中期経営計画（令和5年4月～令和8年3月）の2期目となります。計画に掲げた「支援力の強化と変革への挑戦」～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～をプロジェクトスローガンとして役職員一丸となり取り組む所存でございますので、なお一層のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

理事長 **小林 明宗**

【基本方針】

1. 中小企業並びに国民大衆のための金融機関として産業経済の繁栄に貢献することを目的とする。
2. 役職員は和協一致目的達成に努力する。

【経営方針】

1. 「コロナ禍」の影響を受けた経済活動や変化する社会構造に対応した経営と業務運営
2. 持続可能なビジネスモデルによる収益力強化
3. 「心理的安全性」を担保した「働きやすく、働きがいのある職場」づくり

【経営理念（中期経営計画）】

1. お客さまの「資金繰り支援」「本業支援」「経営改善支援」「事業承継・再生支援」などにより個人・地域社会の課題解決に努め持続可能な経営基盤の再構築を図る。
2. 人口減少・超高齢化といった地域社会の課題に相互扶助の経営理念と協同組織の特性や強みを活かし地域金融機関として地域から信頼を得られる活動を展開する。
3. 経営理念・経営方針に基づく行動の実践とコンプライアンス態勢の強化を図る。



シンボルマークの意味

みどり(MIDORI)の頭文字Mを図案化したものです。鳥が羽ばたくイメージによって躍動感を、連なる山々のイメージによって融合感を表現し、未来への飛躍・発展する当金庫の姿を表しています。カラーは中国山地に萌える新緑を思わせるような明るいグリーン。地域とともに実り豊かに成熟していくことを意味しています。

M	MIND	まごころ
I	INFORMATION	情報
D	DYNAMIC	活力
O	OUR	わたしたちの
R	REAL	真実
I	INNOVATION	革新

CONTENTS

ごあいさつ	1
基本方針、経営方針、経営理念、シンボルマークの意味、コンテンツ	2

事業の概況

地域社会との関わり	3~4
業績の概要	5~6
SDGsへの取り組み	7
地域密着型金融への取り組み	8~10
1年間のトピックス	11

みどりしんきんについて

組織体制	12
業務内容(商品・サービス)のご案内	13~18
各種手数料のご案内	19~20
店舗一覧	21
経営管理態勢について	22~25
マネー・ローンダリングテロ資金供与・拡散金融防止に向けた取り組み	26
総代会制度について	27~28

資料編

経営内容	29~39
不良債権等への対応	40
自己資本の充実の状況	41~46
沿革	47
索引	48

※本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。
※本資料の計数は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

地域社会との関わり



**広島みどり信用金庫は
地元の発展に尽くします。**

みどりしんきんは、広島県北地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の方々が会員となっており、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とされるお客様に、融資を通じて事業や生活の繁栄のお手伝いをするともに、地域経済の発展に努めております。

また、各種金融サービスの提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

〈 預金積金 〉

96,927百万円

お客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、目的や期間に応じて選択いただけますよう、新商品の開発や一層のサービス充実に努めております。

〈 出資金 〉

314百万円

8,000人を超える会員の皆様に支えられ、堅実な経営を行っております。

**みどり
しんきん**

【常勤役員数】

83名

【店舗数】

9店舗

(注)各種計数は令和6年3月末現在のものです。

お客様・ 会員の皆様

【会員数】
8,064名

〈地域貢献活動〉

地域社会の一員として、豊かで活力ある社会の実現を願い、金融サービスの提供にとどまらず、地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しております。

また、お客様の日常生活に役立つ「なんでも相談」専用ダイヤルを設置し、様々な相談にお応えしております。

〈各種支援サービス〉

お取引先企業、事業者への経営サポート等、地域密着型金融の推進に取り組んでおります。また、お客様の様々な課題解決のため、外部専門機関や専門家等を活用した支援（事業承継、販路拡大・経営改善支援、SDGs取組支援等）に取り組んでおります。

〈貸出金〉

39,173百万円

お客様の様々な資金ニーズにお応えし、地域経済の活性化に役立てるため、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会へご融資としてご利用いただいております。

〈ご融資以外の運用〉

【有価証券】 47,814百万円
【預け金等】 14,196百万円

お預かりしている資金の一部は、有価証券や預け金等で運用しております。

運用にあたっては、適切なリスク管理のもと、安全な運用に努めております。

業績の概要

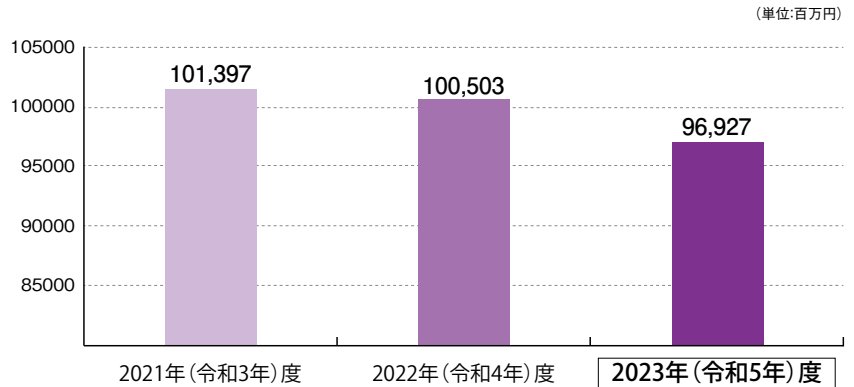
業績の概要

預金積金について

96,927百万円

預金積金残高は、地公体預金等の減少により前期比3,575百万円減少の96,927百万円(減少率3.55%)となりました。

地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品の開発やサービスの一層の充実に向け努力してまいります。

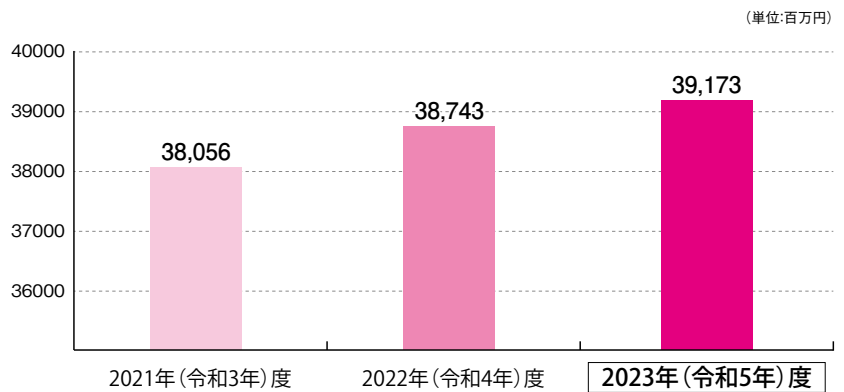


貸出金について

39,173百万円

貸出金残高は、事業者の皆様の資金繰り支援等、地域への円滑な資金供給を積極的に取り組んだ結果、前期比430百万円増加の39,173百万円(増加率1.10%)となりました。

今後も地域経済の維持と発展のため、課題解決型金融の取り組み等を進めて、資金ニーズ等に的確にお応えしてまいります。

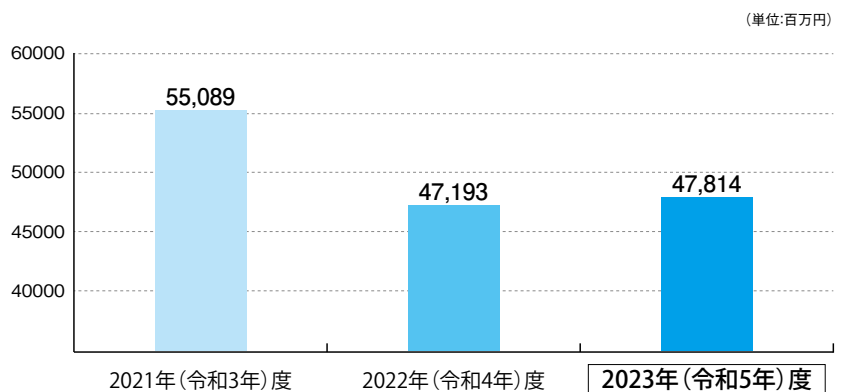


有価証券について

47,814百万円

お客様からお預かりした資金の一部は、有価証券で運用しております。

資産・期間の分散や、投資のタイミングを図る等運用リスクを抑制しつつ、安定的な利息配当金収入の確保に努めております。



〔その他有価証券で時価のあるもの〕 (単位:百万円)

区分	2023年(令和5年)度		
	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
その他有価証券	43,904	44,923	△ 1,019
株式	656	259	397
債券	32,812	33,949	△ 1,136
その他	10,435	10,714	△ 279

〔満期保有目的の債券で時価のあるもの〕 (単位:百万円)

区分	2023年(令和5年)度		
	貸借対照表計上額	時価	含み損益
満期保有目的の債券	3,897	3,667	△ 230

収益の状況

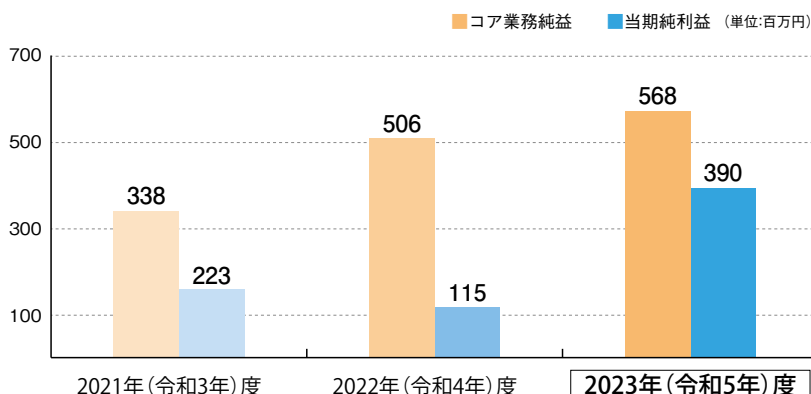
【コア業務純益】568百万円

【当期純利益】390百万円

損益の状況は、効率的な資金運用と経費削減に努めるとともに適正な諸引当等を行った結果、コア業務純益568百万円（対前年度比61百万円増加）、当期純利益390百万円（対前年度比275百万円増加）と増収増益となりました。

コア業務純益とは

貸出金や有価証券等の受入利息や手数料等の収入から、預金等の支払利息や支払手数料、経費等を差し引いた「業務純益」より、一般貸倒引当金繰入額および国債等債券の損益を控除したもので、金融機関本来の事業活動による利益を表しております。

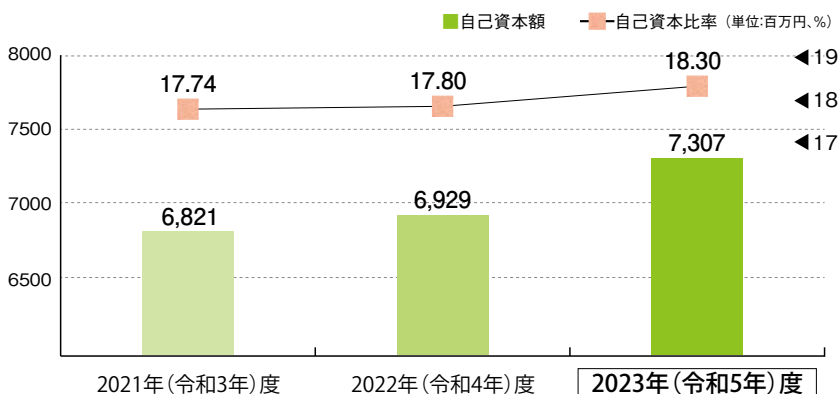


自己資本の状況

【自己資本比率】18.30%

自己資本額は、対前年度比377百万円増加の7,307百万円となりました。永年の利益からの蓄積である内部留保（無コスト資金）を中心に自己資本の増強をはかっており、自己資本の内容は充実しております。

また、金融機関の健全性を示す代表的な指標である自己資本比率は18.30%（対前年度比0.50ポイント上昇）とし、自己資本比率規制における国内基準の4%を大幅に上回る高い水準を維持しております。



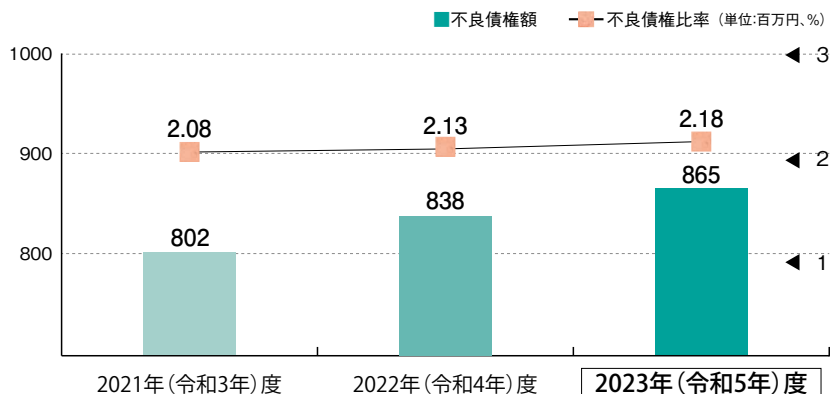
不良債権の状況

【不良債権比率】2.18%

不良債権額は、対前年度比27百万円増加し、865百万円となりました。

この結果、総与信に占める開示債権の不良債権比率は、対前年度比0.05ポイント悪化し2.18%となりましたが、法令等に基づき厳格な償却・引当を行っており、経営の安全性に問題ありません。

今後におきましても、資産の健全性をより強固なものとするため、一層、リスク管理の徹底・強化に努めてまいります。



SDGsへの取り組み

当金庫は、SDGsの目指す理念に賛同し、「地域の繁栄」、「みんなの幸福」、「地球環境の保全」を3つのテーマとして、地域とともに未来へ歩み続ける地域金融機関を目指します。

SDGsとは【Sustainable Development Goals】：「持続可能な開発目標」

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」です。「誰一人取り残さない」という基本理念のもと国境を越えた世界共通の目標として、2030年までに達成を目指す17の目標と169のターゲットが定められています。この目標達成に向けて政府だけでなく自治体や企業、諸団体、個人一人ひとりに役割があり、それぞれが協力・連携することが求められています。



みどりしんきんSDGs宣言

1. 地域の繁栄

みどりしんきんは、中小企業および地域住民のニーズ課題に応じ、金融サービスまたは各種の課題解決手段等の提供を行うことで、地域経済の発展・持続的な成長に貢献してまいります。

主な取り組み

- 経営支援、創業支援、事業承継支援、ビジネスマッチング等への取り組み
- クラウドファンディング運営企業との連携による資金調達の提供
- 若手経営者の会（みどりしんきんSBC）の組織
- みどりしんきんSBC会員に対する融資商品「SBCスーパーファイナンス」の取扱い
- 庄原市キャッシュレス決済推進協議会と連携したキャッシュレス決済機能の推進
- 地公体・企業との包括連携協定の締結による取引先の成長と地域経済の活性化
- 保証協会・信金中央金庫等との連携による勉強会の実施



2. みんなの幸福

少子高齢化が進むなかで、みどりしんきんはシニア世代や子どもを中心に、きめ細かなサポートサービスの実践を通じて、地域の皆様の豊かな暮らしの実現に取り組んでまいります。

主な取り組み

- 地域行事やボランティア活動への参加
- 高齢者安心サポートサービス「ハートフル安心サポート」の取り組み
- 特殊詐欺被害防止への取り組み
- 高等学校への出張授業「金融・経済教室」の実施
- 広島県子育て支援イクちゃんサービスへの参加
- 社会貢献債（ソーシャルボンド）への投資
- 昼休業の導入による働き方改革の推進
- 「心身ともに健康で働ける職場づくりと健康経営」への取り組み



3. 地球環境の保全

気候変動・地球温暖化などの環境問題は、地域のみならず人類共通の課題です。みどりしんきんは、社会全体の環境保全に向けたCSR（環境への取り組み）はもちろんのこと、環境問題に配慮した投資を推進し、地域環境の保全に努めてまいります。

主な取り組み

- 店舗への太陽光発電の設置
- クールビズ、ウォームビズの実施
- 使用電力量の削減
- ペーパーレス化への取り組み
- 環境配慮型通帳の導入
- ESG投資※の推進



※「ESG投資」とは、Environment（環境）、Social（社会）、Governance（企業統治）の3つの観点から企業の将来性や持続性を分析・評価した上で、投資先（企業等）を選別する方法のことです。
SDGsを2030年までに全て達成するには膨大な資金が必要であり、その資金調達手段のひとつとしても期待されております。また、ESG投資を推進することは、将来の私たちの生活を持続可能にすることにもつながります。

地域密着型金融への取り組み

当金庫は、お取引先企業等への定期訪問から、企業ライフステージにおける様々な課題・ニーズ等を的確に把握することに努め、課題解決のための適切なサービス・商品を提供するなど、お客様の発展に寄与することを旨とした金融仲介機能の発揮に努めております。

地域活性化のための取り組み



■ 合同マルシェ開催

合同マルシェ「広島のエえもん大集合」をJR広島駅北口イベントスペースにて県内3信金（広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫）と合同開催いたしました。駅の利用者へ庄原や三次の食の魅力を情報発信し、地域事業者の販路拡大へ繋げる支援に取り組みました。



■ 広島県試食商談会参加



広島県主催の「広島県試食商談会」へ参加し、県北地域の生産者と宿泊業や飲食業、観光業などの実需者をつなぐ支援に取り組みました。この商談会は、G7広島サミット開催を契機として、しんきん地域創生ネットワーク株式会社や県内3信金と連携を図り、県産農林水産物の販路および消費拡大を目指しているものです。

■ SBCの活動



地域の次世代を担う「若手経営者の会（みどりしんきんSBC）」を組織し、異業種交流や体験発表研修会等を通じて、後継者の育成や人的ネットワークづくりのお手伝いを行っております。

■ 外部機関・外部専門家との連携

課題解決型金融の実践に向けて、様々な外部機関や外部専門家等と連携し、お客様のニーズに応じた各種支援に取り組んでおります。

法人・事業者のお客様

ご相談 ↓ ↑ ご支援

広島みどり信用金庫

連携・業務提携先

信金中央金庫
独立行政法人中小企業基盤整備機構
しんきん地域創生ネットワーク株式会社
株式会社エフアンドエム
株式会社CAMPFIRE
株式会社DEPS
株式会社ライトアップ

公益財団法人ひろしま産業振興機構
県立広島大学
広島県事業承継・引継ぎ支援センター
広島県プロフェッショナル人材戦略拠点
広島県中小企業活性化協議会
株式会社トランビ
信金キャピタル株式会社 など

地域密着型
金融への取り組み

地域密着型金融への取り組み

■ 地域金融円滑化への取り組み

地域の健全な事業を営む事業者及び個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことは、当金庫の最も重要な課題の一つであると認識し、適切なリスク管理体制のもと、金融仲介機能の発揮に真摯に取り組んでまいります。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

【令和5年度実績】

新規に無保証で融資した件数	135件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	42.18%
保証契約を解除した件数	8件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件

■ 豊かな街づくりへの取り組み



■ 地元行事への参加

地元の祭事やイベントに参加し、地域との繋がりを大切にしております。



■ 出前講座の参加

将来の地元就職への興味関心を高める目的で広島県立庄原格致高等学校にて開催された出前講座へ参加いたしました。



■ 健康体操の開催

地域の皆様の健康促進のため、「椅子に座って行う健康体操（日本フルハップ共催）」を開催しました。



■ 信用金庫の日

1951（昭和26）年6月15日に信用金庫法が公布されたことを記念して、毎年6月15日を「信用金庫の日」と定めて、交通安全活動や花の苗のプレゼント等を実施しております。



■ グラウンドゴルフ大会の開催

地域貢献の一環として、毎年恒例のグラウンドゴルフ大会を開催しております。



■ なんでも相談・高齢者安心サポート

お客様満足度の向上を重視した経営態勢を確立するため、本来の金融サービスはもちろん、お客様の日常生活に役立つ「なんでも相談」専用ダイヤルを設置するなど様々な相談にお応えしております。

当金庫で年金を受給されている方を対象に、現金の引き出しや支払いなどの手続きができない方に対して見守り活動を重ねた「高齢者安心サポート」の取扱いを行っております。

何でも相談

みどりしんきん

お取引がなくなったって平気です!!
な〜んでもお気軽にご相談下さい。

できることのみどりしんきんで、
できないことは専門の業者をご紹介いたします!!!

TEL. 0800-200-7643

※受付時間：「なんでも相談」への電話受付は年中無休です。お申し込みは24時間受付です。

ご利用の受付時間
営業時間：平日 9時30分～午後5時30分まで

- 子どもの学習塾を探したい!
- 電球が切れたので取り替えて。
- パソコンがつかないんだけどー。
- リフォームを考えているんだけど、業者を紹介してほしい。
- ペットと一緒に住めるアパートはないかしら?
- 覚えのない「請求書」が送られてきた。どうしよう??
- 親の介護のこと心配。相談に乗ってほしい!

高齢者安心サポートサービス

生活の架け橋「代理人支払サービス」

サービス内容
ご病気などで、お客様がご来店できます。お支払などのお手続きができない場合、申込または、予め届けたい代理人の方がお手続きできます。

ご利用いただける方
①当金庫で年金を受給されている方
②代理人は次の範囲とします。
・申込人（「預金者」）からみて直系二親等以内（配偶者、子、孫、父母、祖父母）の親類
・ただし、前記直系二親等以内の親類がない場合は、傍系直系二親等以内（兄弟姉妹およびその配偶者）の親類で当金庫窓口に来店し、取扱いできる方
③本サービスのお取扱いには、最寄りの営業店にご相談ください。

広島みどり信用金庫

高齢者安心サポートサービス

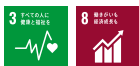
見守り定期預金+α「現金が溜りやすい」

サービス内容
ご病気などで、現金のお引出しにご来店することが難しくなられた方を対象に、見守りを兼ねてご指定の年金受給口座から毎月1回（または毎月）、現金をご自宅にお届けします。

ご利用いただける方
①当金庫で年金を受給されている方
②1回の取扱い範囲には、以下のとおり当金庫規定の手続きがとれます。
○定期預金+αご契約条件
・契約期間：2年以上
・契約金額：毎月1万円以上
・金利付付する定期預金は当金庫
○定期預金+αご契約手数料
・1回につき300円（消費税別）
③お取引の履歴スクリアに同意いただける方対象となります。
④本サービスのお取扱いには、最寄りの営業店にご相談ください。

広島みどり信用金庫

健康経営への取り組み



令和6年3月11日に経済産業省及び日本健康会議が実施する「健康経営優良法人認定制度」により、「中小規模法人部門」における「健康経営優良法人2024」の認定を受け、3年連続の認定取得となりました。

これからも健康経営の取り組みを推進し、職員が健康でいきいきと働ける職場をつくることによって、お客様へのより質の高いサービスの提供を実現することを目指してまいります。



1年間のトピックス

2023年

4月

- 新入職員入庫式
- 「しんきん iDeCo」取扱開始
- 法人保証ビジネスローン「アシスト」取扱開始
- 「セコム株式会社ビジネスマッチングサービス」取扱開始
- 財務局・ひろしま産業支援機構主催「事業者支援の合同勉強会」開催

5月

- 「リソな銀行iDeCo」取扱開始
- 第39回信金会ゴルフコンペ開催

6月

- 第75期通常総代会
- 「キャッシュレス納付共同推進宣言」参画
- 出前講座の開催（広島県立庄原格致高等学校）
- 日本フルハップ共催「椅子に座って行う健康体操」開催

7月

- 「おかげさまで生誕30周年記念定期預金」販売開始
- 広島県内4しんきん共同企画マイカーローンキャッシュバックキャンペーン（7/3～9/29）
- キャッシュレス決済サービス「PayPay」との口座連携開始
- SBC7月例会「会員体験発表会」開催
- 広島県しんきん事業承継ネットワーク主催「事業承継オンラインセミナー」開催

30th
広島みどり信用金庫
おかげさまで
生誕30周年記念
定期預金 総額10億円

2023年7月3日(月)～2023年12月29日(金)

定期	年0.15%	年0.12%
固定金利	年0.30%	年0.27%

広島みどり信用金庫

9月

- キャッシュレス決済サービス「J-Coin Pay」との口座連携開始
- 第40回信金会ゴルフコンペ開催
- 独立行政法人国際協力機構（JICA）が発行する「防災・復興ボンド」への投資



10月

- 「第3回広島県試食商談会」参加

11月

- 合同マルシェ「広島のエえもん大集合」開催
- 「よい仕事おこしフェア～地域を応援！信用金庫がつなぐ大商談会」参加
- SBC視察旅行（東京）
- しんきん地域創生ネットワーク株式会社との「地方自治体とのリレーション強化にかかる連携に関する覚書」の締結
- 第41回信金会ゴルフコンペ開催

12月

- 中小企業再生ファンド「未来の架け橋投資事業有限責任組合」に出資を行う組合契約の締結
- 広島県が発行する「グリーンボンド」への投資

2024年

2月

- スマホ決済サービス「Bank Pay」取扱開始
- 「ことら送金」取扱開始

3月

- 健康経営優良法人2024（中小企業法人部門）認定取得

組織体制

当金庫の主要な事業の内容

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取り扱っております。

2. 貸出業務

- (1) 手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っております。
- (2) 銀行引受手形、商業手形および電子記録債権等の割引を取り扱っております。

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。

4. 為替業務

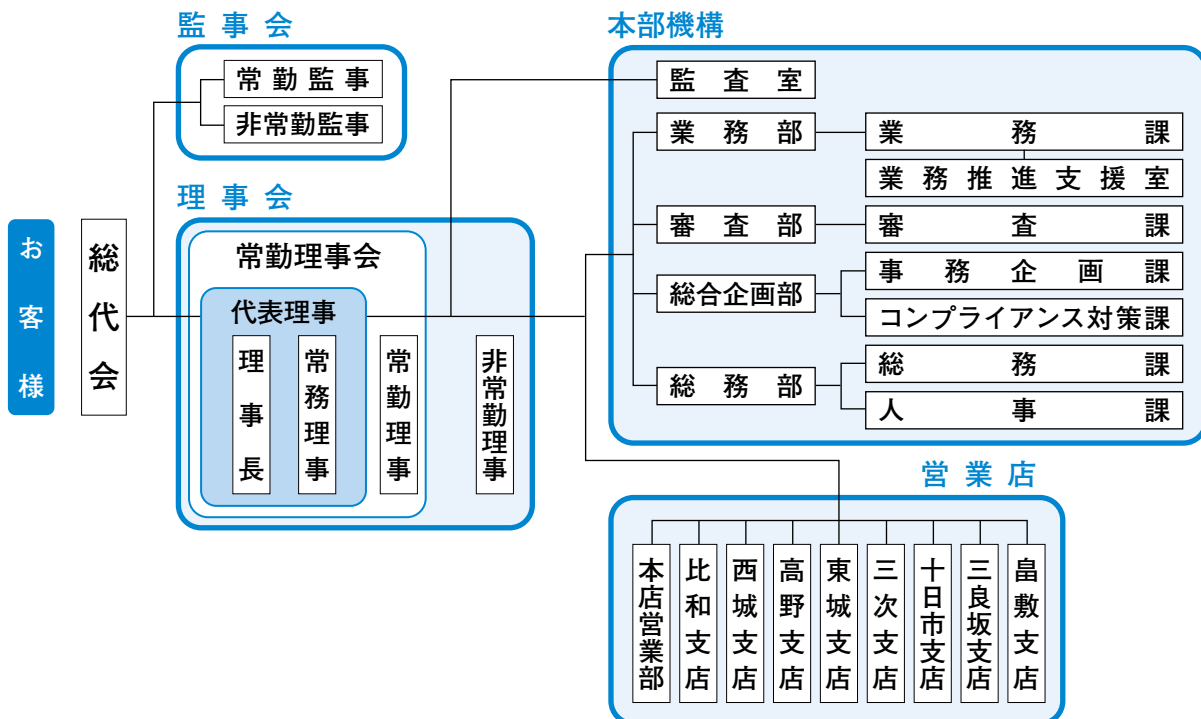
送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。

5. 附帯業務

- (1) 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店業務
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付業務
 - ④ 中小企業基盤整備機構、勤労者退職金共済機構の代理店業務
- (2) 貸金庫業務
- (3) 債務の保証
- (4) 国債等公共債の窓口販売
- (5) 保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）
- (6) 共済募集業務（中小労災共済法に基づく共済募集）
- (7) 信託業務を営む金融機関（株式会社りそな銀行）の業務の媒介
- (8) スポーツ振興くじの払戻業務
- (9) 電子債権記録業に係る業務
- (10) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務

組織図

（令和6年7月1日現在）



役員一覧

（令和6年7月1日現在）

理事長 (代表理事)	小林 明宗	理事	奥井 智裕 ^{※1}	常勤監事	井澤 一憲
常務理事 (代表理事)	島山 一之	理事	西田 英司 ^{※1}	監事	三浦 益隆
常勤理事	大田 幸弘	理事	八谷 尚幸 ^{※1}	員外監事	光井 俊明 ^{※2}
常勤理事	伏谷 康則				

（※1）理事 奥井智裕、西田英司、八谷尚幸は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

（※2）監事 光井俊明は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

業務内容 (商品・サービス) のご案内

預金業務

種類	内容と特色	期間	お預入金額
総合口座	普通預金、定期預金、自動融資などのセットで、貯める・受取る・使う・借りるの4つの機能が1冊で利用できる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金の自動受取り、公共料金・クレジットカードの自動支払いなど、家計簿代わりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金		出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	残高に応じて適用利率が設定される預金です。スイングサービス（普通預金からの自動振替）もご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただくための預金で、お利息は非課税です。	納税時引出し	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適な預金です。	据置期間 7日以上	10,000円以上
当座預金	商取引等に必要な資金管理と、手形や小切手のお支払いがご利用になれます。	出し入れ自由	1円以上
スーパー定期預金	短期の貯蓄設計から最長10年と幅広い貯蓄設計に対応できる預金です。	1ヵ月以上 10年以内	100円以上 1,000万円未満
変動金利定期預金	適用金利が6ヵ月ごとに金利動向に応じて見直しとなる預金です。	1年・2年・3年	100円以上
期日指定定期預金	お得な1年複利で、お預入期間に応じた利率が適用され、据置期間（1年）を経過後はいつでもお引出しできます。	最長3年 (据置期間1年)	100円以上 300万円未満
大口定期預金	まとまった余裕資金をより有利に運用できます。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上
定期積金	目的に合わせて毎月決まった金額を積み立てる商品で、お客さまの貯蓄プランをお手伝いします。	6ヵ月以上 10年以内	1,000円以上
財形貯蓄	給与、賞与からの天引きによる資産形成ができる預金です。一般財形預金、財形年金預金、財形住宅預金の3種類があります。	【一般財形】 3年以上 【財形年金・財形住宅】 5年以上	1,000円以上

※期間限定の商品や個人のお客様のみご利用いただける商品もございますので、詳しくは、窓口または渉外係にお問合せください。



みどりしんきん地域応援 定期預金



特別金利の定期預金で地域の皆さまを応援いたします！

募集期間 令和6年6月17日～令和6年12月30日
※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

がん検診応援定期預金 ふせがんと！



がん検診受診率向上を目指し「がん検診を受診された方」または「がん検診無料クーポン券の発行を受けられた方」を対象とした定期預金です。

募集期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

パートナー定期積金 二人三脚



当金庫と職域パートナー協定を締結している事業所にお勤めの方専用の定期積金です。

募集期間 令和6年1月4日～令和6年12月30日
※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

悠悠年金定期積金 ゆとり倶楽部



年金友の会会員様および満58歳以上の年金友の会予約会員様専用の定期積金です。

募集期間 令和6年1月4日～令和6年12月30日
※募集契約額に達した場合は期間中であっても取扱いを終了させていただきます。

業務内容
商品・サービス
のご案内

業務内容 (商品・サービス) のご案内

融資業務

主な個人向けローン

種 類		内 容 と 特 色	ご融資期間	ご融資金額
住宅 関連	みどりしんきん 住宅ローン	マイホームの新築、購入（中古住宅も可）、増改築、住宅建築用地の購入、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。	40年以内	1億円以内
	無担保住宅ローン	担保・保証人不要でマイホームの新築、購入（中古住宅も可）、増改築、住宅建築用地の購入、他金融機関からの借換資金にご利用いただけます。	20年以内	1,500万円以内
いい値！マイカーローン		新車・中古車の購入から、車検・免許取得費用・車庫設置費用まで車に関連した資金を対象にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
いい値！マイカーローン WEB完結型		インターネットのみでお申込からご契約まで完結する便利なローンです。新車・中古車の購入から、車検・免許取得費用・車庫設置費用まで車に関連した資金を対象にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
教 育 プ ラ ン		大学、短大、専門学校などへの入学、または在学に必要な資金にご利用いただけます。	16年以内	1,000万円以内
教 育 カ ー ド ロ ー ン		<p>入学金、授業料、書籍代等の教育関連資金専用のカードローンです。入学前、在学中にご利用いただけます。卒業などで在学期間を経過した場合には証書貸付に切り替えてご返済いただくローンです。</p> <p>(※1) 同一のお申込人で複数の子弟等の方にご利用の場合、ご融資金額は契約極度額の総額500万円以内</p> <p>(※2) 医学部・薬学部等6年制大学等、在学期間が4年を超える場合、ご融資期間は7年以内</p>	<p>【カードローン期間中】 5年以内(※2)</p> <p>【証書貸付期間中】 10年以内</p>	<p>50万円以上 300万円以内 (※1)</p>
福 祉 介 護 プ ラ ン		介護が必要な方のために機器などの購入や、施設への入居費用などにご利用いただけます。	10年以内	500万円以内
お 使 い み ち 自 由	シニアライフローン	当金庫で年金をお受け取りいただいている方の専用のローンです。年金受取月の隔月返済が可能です。	10年以内	100万円以内
	フ リ ー ロ ー ン	目的はいろいろ、ご自由にご利用いただけます。クレジット、信販会社、消費者金融等の借換資金としてもご利用いただけます（個人事業主の方の事業資金も対象となります）。	10年以内	500万円以内
	スーパーフリーローン		10年以内	500万円以内
	フ リ ー ロ ー ン モ ア		10年以内	1,000万円以内
	ドリームファミリー ローンみどりの大黒柱		10年以内	500万円以内
	フ リ ー ロ ー ン プ レ ミ ア	目的はいろいろ、ご自由にご利用いただけます。クレジット、信販会社、消費者金融等の借換資金としてもご利用いただけます（事業資金は対象外です）。	10年以内	1,000万円以内
	カ ー ド ロ ー ン	普通預金にお借入れ限度額をセットしておき、急な出費等の際に自由にご利用いただけます。	3年（更新審査後3年毎に自動更新）	10万円以上 100万円以内
	子 育 て 応 援 『イクちゃん カードローン』	子育て応援事業として、18歳以下のお子様をお育ての方を対象としたカードローンです。	3年（更新審査後3年毎に自動更新）	10万円以上 100万円以内
職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン		当金庫と職域パートナー協定を締結している事業所にお勤めの方の限定商品で、自動車関連資金、消費財購入資金、教育関連資金にご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内

※お申込みの際には、商品の内容を窓口または渉外係にお問合せください。なお、無理のない計画的なご利用をお勧めします。

みどりしんきん 住宅ローン

返済期間	借入期間	借入利率	返済利率
3年	2.85%	0.95%	0.85%
5年	2.95%	1.20%	1.10%
10年	3.30%	1.40%	1.25%

マイホームの新築、購入（中古住宅も可）、増改築や他金融機関からの借換え、ならびに土地購入資金にご利用いただけます。定住支援や子育て支援を目的とした金利優遇プランをご用意しております。

いい値！ マイカーローン

いい値！マイカーローン

固定金利 1.40%

固定金利 1.20%

固定金利 1.00%

自動車購入、車検費用、 車庫整備など

新車、中古車の購入から車検、免許取得費用、車庫設置費用まで車に関するあらゆる資金にご利用いただけます。

教育プラン

みどりしんきん
教育プラン

1.60%

1.60%

入学金、授業料、 マンション家賃など

大学・短期大学・専修学校等への入学、または在学に必要な資金にご利用いただけます。

■ 主な事業者向けローン

種 類	内 容 と 特 色
一 般 融 資	運転資金・設備資金等あらゆる資金ニーズにお応えするよう努めています。
農 業 専 用 融 資 (豊 作 く ん)	広島県農業信用基金協会の保証により、地元農業者の方にご利用いただけます。
事業者カードローン	事業者専用のカードローンです。事業用に関する資金にご契約金額まで反復してご利用いただけます。

※このほか、広島県・庄原市・三次市の制度融資もご利用いただけます。お申込みの際には、窓口または渉外係にお問合せください。



業務内容
（商品・サービス）
のご案内

業務内容 (商品・サービス) のご案内

為替業務

種 類	内 容 と 特 色
振 込 ・ 送 金	当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行等へ送金・振込ができます。学費や家賃など毎月同一金額を振込む場合、一回のお手続きでご指定の口座から自動的にお振込みをするサービスもあります。
代 金 取 立	手形・小切手などを取立し、お客様の預金口座にご入金いたします。
外 国 為 替	外国への資金の送金ができます (信金中央金庫への取次業務)。 【取扱店舗】本店営業部

証券業務

種 類	内 容 と 特 色
公 共 債 の 窓 口 販 売	個人向け国債を窓口でお取扱いをしています。

保険業務

種 類	内 容 と 特 色
保 険 窓 口 販 売	生命保険 (個人年金保険・終身保険・医療保険・がん保険)、損害保険 (火災保険・障害保険・企業総合賠償責任保険等) の販売業務のお取扱いをしています。

代理業務

種 類	内 容 と 特 色
代 理 貸 付 業 務	信金中央金庫や住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理貸付を行っております。
そ の 他	小規模企業共済掛金の取扱い、中小企業倒産防止共済の取扱い、建設業退職金共済制度の証紙販売等を行っております。

サービス業務

種 類	内 容 と 特 色
自 動 受 取 り	給与・年金・配当金などが、ご指定の口座で自動的にお受取りできます。
自 動 支 払 い	公共料金・税金・保険クレジット代金などが、ご指定の口座から自動的にお支払いいたします。
全 国 キャッシュサービス	みどりしんぎんのキャッシュカードは、全国の金融機関やゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イオン銀行のATMでご利用いただけます。 ※所定の手数料が必要です。 ※ご利用時間は8時から21時までです (ATMコーナーにより時間帯が異なる場合があります)。
しんぎんゼロネットサービス	しんぎんキャッシュカードなら、全国のしんぎんATMでも、平日のご利用手数料が無料となります。 ※平日の8時45分から18時までの入出金が対象です。
ひろしまネットサービス	広島銀行・もみじ銀行・広島信金・呉信金・しまなみ信金・JAバンク広島間で、ATMによる出金取引が無料となります。※平日の8時45分から18時までが対象です。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	「しんぎんVISAカード」「しんぎんJCBカード」を取り扱いしております。ショッピングやキャッシングなどにご利用いただけます。
しんぎん通帳アプリ	スマートフォンを通じてアプリ上で残高照会・入出金明細などをご利用いただけます。
B a n k P a y	全国のBank Pay加盟店でのお買い物やご飲食代金お支払い時にQRコード決済がご利用いただけます。

種 類	内 容 と 特 色
こ と ら 送 金	Bank Payを通じて、少額の個人間送金サービスがご利用いただけます。
インターネットバンキング	パソコンやスマートフォンなどを通じて、インターネット上で残高照会・入出金明細照会・振込などをご利用いただけます。
マルチペイメントネットワーク	インターネットバンキング上でPay-easy (ペイジー) を利用し税金等をお支払いいただけます。
で ん さ い ネ ッ ト	パソコンを通じて、インターネット上で電子記録債権の発生・譲渡・開示などをご利用いただけます。 ※事業者向けの決済サービスです。
ス ポ ー ツ く じ の お 支 払 い	スポーツくじ (toto) の当選金をお支払いいたします。 【取扱店舗】本店営業部・十日市支店
夜 間 金 庫	当金庫の営業時間外や休業日でも、お店の売上金などをその日のうちに安全にお預かりいたします。 【取扱店舗】本店営業部・十日市支店・三良坂支店・畠敷支店
貸 金 庫	有価証券や重要書類、宝石など大切な財産を安全に保管し、災害や盗難からお守りします。 【取扱店舗】本店営業部

その他業務

種 類	内 容 と 特 色
国 民 年 金 基 金	自営業の皆様がゆとりある老後を過ごすことができるよう公的年金を補完する制度として国民年金基金のお取扱い (媒介) をしております。
個 人 型 確 定 拠 出 年 金 (i D e C o)	税制優遇を受けられる私的年金制度のiDeCoのお取次ぎをしております。

個人型確定拠出年金 (iDeCo)



人生100年時代。人生がますます長くなると、老後への備えもこれまで以上に大切になってきます。
しんきんiDeCoで、無理のない資産形成をはじめませんか。

しんきん通帳アプリ



スマートフォンを通じて、いつでも、どこでも、預金残高と入出金明細を確認いただけます。



業務内容
のご案内

● 商品のご利用に際してご留意いただく事項

1. 預金・ローンなどの商品につきましては、金利変動ルールなどそれぞれの商品の特色を店頭でお尋ねいただくなど、よくご確認のうえ、ご利用ください。
2. ローンのご返済につきましては、ご契約上の規定、ご返済方法 (返済日、返済金額など)、ご利用限度額、現在のご利用額などにご留意ください。
3. 各商品紹介については、令和6年7月1日現在の内容であり、各商品のご利用時点での詳細につきましては、窓口までお問い合わせいただきますよう、よろしくお願いたします。
4. ローンのお申込に際しましては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

各種手数料のご案内

■ 振込手数料（1件あたり）

振込の種類	金額の区分		手数料		
			窓口利用	ATM利用	
				カード利用	現金振込
当金庫 自店内宛	会員	3万円未満	220円	無料	110円
		3万円以上	440円	無料	220円
	非会員	3万円未満	330円	無料	110円
		3万円以上	550円	無料	220円
当金庫 本支店宛	会員	3万円未満	330円	無料	110円
		3万円以上	440円	無料	220円
	非会員	3万円未満	330円	無料	110円
		3万円以上	550円	無料	220円
他行庫宛	会員	3万円未満	660円	330円	495円
		3万円以上	880円	440円	715円
	非会員	3万円未満	660円	385円	495円
		3万円以上	880円	605円	715円

■ 為替自動振込手数料

振込の種類	金額区分	手数料
当金庫 本支店宛	3万円未満	110円
	3万円以上	220円
他行庫宛	3万円未満	385円
	3万円以上	440円

■ 代金取立手数料

取立区分	手数料
当金庫本支店	440円
電子交換	660円
個別取立	1,100円

■ 組戻し等手数料

種類	手数料
送金・振込の組戻料	1件につき 1,100円
不渡手形返却料	1通につき 1,100円
取立手形組戻料	1通につき 1,100円

■ 発行手数料

種類	手数料
再発行手数料 (通帳・証書・キャッシュカード)	1件 1,100円
キャッシュカード発行手数料 (同一顧客に対する2枚目以降の発行)	1件 1,100円
証明書発行手数料 (預金・貸出金残高等各種証明書)	1件 550円
口座開設手数料 (破産管財人口座、相続財産管理人口座他) ^{*1}	開設の都度 11,000円
融資証明書発行手数料	1枚 5,500円
自己宛小切手発行手数料	1枚 550円
約束手形・為替手形	1冊(25枚) 880円
小切手	1冊(50枚) 1,320円

※1 ① 破産管財人口座または民事再生手続き、会社更生法手続きに関する口座
② 相続財産管理人口座 ③ 不在者財産管理人口座

■ インターネットバンキング振込手数料

項目	内容	手数料	
振込 (1件あたり)	当金庫自店内宛	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	当金庫本支店宛	3万円未満	無料
		3万円以上	無料
	他行庫宛	3万円未満	275円
		3万円以上	330円

■ 全自動貸金庫(貸金庫カードと鍵でご利用できます。)

種類	内容	年間使用料
第1種	高さ6.5cm 幅26cm 奥行45cm	13,200円
第2種	高さ10.5cm 幅26cm 奥行45cm	15,840円

■ 夜間金庫

種類	手数料
利用手数料	1ヵ月につき 13,200円

■ 融資事務手数料

種類	手数料
住宅ローン事務取扱手数料	1件につき 33,000円
条件変更の事務手数料 ※住宅ローン及び事業性融資が対象	1件につき 5,500円
繰上返済手数料 (証書貸付で約定返済金があるものが対象) ※住宅ローン及び事業性融資が対象	
繰上償還金額300万円未満	1件につき 11,000円
繰上償還金額300万円以上	1件につき 33,000円
不動産担保調査手数料 (住宅ローンを除くものが対象)	
担保設定額5,000万円未満	1件につき 22,000円
担保設定額5,000万円以上	1件につき 33,000円

■ その他手数料

種類	手数料
取引履歴調査料	1顧客につき 550円
未利用口座管理手数料	1年間につき 1,320円
アンサー	1ヵ月につき 1,100円
ホームバンキング(HB)	1ヵ月につき 1,100円 アンサーと併用の場合 1,100円
個人インターネットバンキング	1ヵ月につき 無料
個人インターネットバンキング ソフトウェアトークン利用手数料	1ヵ月につき 無料
個人インターネットバンキング ハードウェアトークン発行手数料	発行・交換時 1,100円
法人インターネットバンキング (データ伝送サービス)	1ヵ月につき 2,750円 オンラインサービスのみ 1,100円
法人インターネットバンキング ハードウェアトークン発行手数料	発行・交換時 1,100円
個人情報開示手数料	1項目につき 880円
株式払込手数料(保管証明書付)	払込金額 × 2.5 / 1,000 × 110%

■ 両替手数料

両替機	両替枚数	手数料	窓	両替枚数	手数料
	1枚～500枚	100円		1枚～50枚	無料
501枚～1,000枚	200円	51枚～500枚	550円		
1,001枚～1,500枚	300円	501枚～1,000枚	1,100円		
(注) 1,500枚を超える両替のお取り扱いはできません。			※2	1,001枚以上	500枚毎に550円加算

※2 金種を指定した払出も本手数料の対象です。この場合、硬貨・紙幣の指定する金種から標準の払出金種（大きい金種から降順で払出される金種）を除外した枚数が対象となります。

■ 硬貨取扱手数料

取扱枚数	手数料	取扱枚数	手数料
1枚～50枚	無料	101枚～2,000枚	1,100円
51枚～100枚	550円	2,001枚以上	500枚毎に550円加算

注 硬貨にて入金や振込、税金諸納付等される場合に必要となります（夜間金庫入金分は対象外）。

■ ATM取引手数料

使用カード	平日		土曜日			日曜日 祝日
	18時まで	18時以降	14時まで	14時～17時	17時以降	
出金取引	当金庫カード	無料	110円	無料	110円	110円
	他信用金庫カード	無料	110円	無料	110円	110円
	ゆうちょ銀行カード	110円	220円	110円	220円	220円
	銀行・JA・信組・労金カード	110円	220円	110円	220円	220円
	ひろしまネットサービス	無料	110円	110円	110円	110円
キャッシング	無料	110円	無料	110円	110円	
入金取引	当金庫カード	無料	無料	無料	無料	無料
	他信用金庫カード	無料	110円	無料	110円	110円
	ゆうちょ銀行カード	110円	220円	110円	220円	220円
	信組・労金カード	110円	220円	110円	220円	220円

注 土曜日と祝日が重なった場合、祝日の手数料になります。
 注 ATMでの出金1日あたりの最高取引限度額は、個人50万円・法人200万円です。
 注 当金庫口座を給与振込指定されているお客様が、その口座から平日18時以降に当金庫ATMにて出金取引された場合、一旦手数料110円を徴求しますが、翌月15日に返却いたします。

【でんさいネット利用手数料一覧表】

■ 基本手数料

利用種別	内 容	手数料
債務者利用方式	「でんさい」の支払口座がある場合	1,100円
債権者利用方式	「でんさい」の受取口座のみの場合	無料

■ 各種取引1件あたりの手数料

取引種類	内 容	当金庫手数料			
		インターネット利用		店頭代行処理（書面）	
		当金庫宛	他行庫宛	当金庫宛	他行庫宛
発生記録（債務者請求）	債務者が「でんさい」を発生させる取引（記録）	330円	660円	1,100円	
発生記録（債権者請求）	債権者が「でんさい」を発生させる取引（記録）	330円	660円	1,100円	
譲渡記録	「でんさい」を全額譲渡する取引（記録）	220円	440円	1,100円	
分割譲渡記録	「でんさい」の一部を譲渡する取引（記録）	220円	440円	1,100円	
保証記録	「でんさい」の保証（譲渡を伴わないケース）	440円		1,100円	
変更記録	インターネット 利害関係者が債務者と債権者しかいない場合（譲渡や保証が行われる前）	440円		1,100円	
	書面 利害関係者が3名以上いる場合（譲渡や保証が行われた後）			2,200円	
（開示）債権情報照会	通常 インターネット 最新債権情報開示	無料		1,100円	
	通常 書面 全部開示			1,100円	
	特例 書面 上記の通常開示以外の照会			3,300円	
支払等記録	口座間送金決済以外で利用者間の決済を行った場合に、「でんさい」を決済済みとする記録	440円		1,100円	
支払不能情報照会	「でんさい」の支払不能通知または取引停止通知の有無及び通知された支払不能情報の内容にかかる照会			3,300円	
残高証明書発行	「でんさい」の残高証明書の発行			4,400円	
記録機関変更記録	他の記録機関に記録されている電子記録債権を「でんさいネット」へ移動させる取引（記録）			5,500円	

※各種手数料・使用料については、令和6年7月1日現在の金額です。
 ※金額はすべて消費税（10%）込みです。

各種手数料のご案内

店舗一覧 (令和6年7月1日現在)



本店営業部

庄原市西本町
三丁目1-8
TEL 0824-72-1151

窓口営業時間

9:00～15:00



三次支店

三次市三次町
1539-9
TEL 0824-63-5231

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



比和支店

庄原市比和町
比和777-1
TEL 0824-85-2011

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



十日市支店

三次市十日市中
二丁目4-20
TEL 0824-63-5234

窓口営業時間

9:00～15:00



西城支店

庄原市西城町
西城180-1
TEL 0824-82-2300

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



三良坂支店

三次市三良坂町
三良坂5048-4
TEL 0824-44-2227

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



高野支店

庄原市高野町
新市1120-3
TEL 0824-86-3037

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



島敷支店

三次市島敷町
894-4
TEL 0824-63-5236

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00



東城支店

庄原市東城町川東1175
(庄原市役所 東城支所内)
TEL 08477-3-0026

窓口営業時間

午前の部 9:00～11:30

午後の部 12:30～15:00

店外ATM取扱時間

名称	取扱時間		
	平日	土曜日	日曜・祝日
ジョイフルながえ ATMコーナー	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
ザ・ビッグ庄原店 ATMコーナー	8:45～20:00	8:45～19:00	8:45～19:00
庄原市役所 ATMコーナー	8:45～19:00	—	—
口和ATMコーナー	9:00～19:00	9:00～19:00	—
ウィル西城 ATMコーナー	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00 祝日は休止となります。
サングリーン ATMコーナー	8:45～20:00	8:45～19:00	8:45～19:00
三次フードセンター塩町店 ATMコーナー	9:00～20:00	9:00～19:00	—

経営管理態勢について

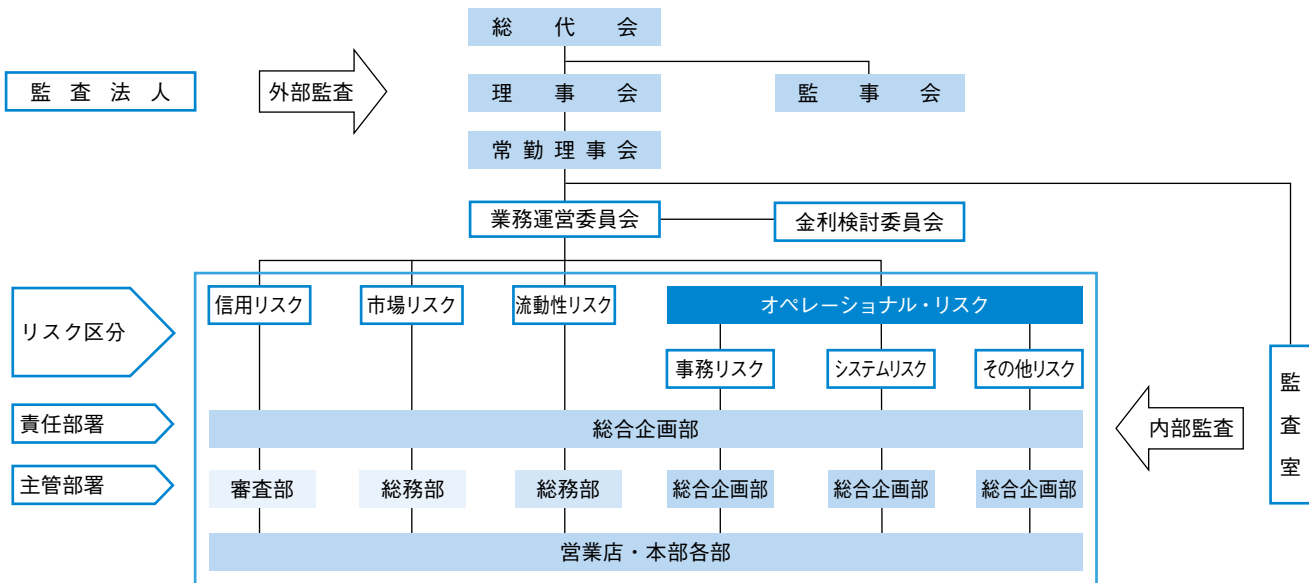
リスク管理強化への取り組み

金融のグローバル化の進展や金融技術の革新などを背景に、金融機関が直面するリスクは多様化、複雑化しており、リスク管理の重要性が一層高まっています。

このような環境の中、当金庫はリスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営の健全性を確保していくために各種リスクを管理するための基本方針を定め、リスク管理統括部門の「業務運営委員会」にてその管理状況を確認・討議を行うこと等により、リスク管理態勢の充実・強化に取り組んでいます。

また、リスク管理状況について常勤理事会、理事会へ定期的に報告を行うとともに、監査室においてリスク管理の適切性・有効性にかかる監査を実施し、健全で効率的な経営の実現に努めています。

リスク管理態勢



信用リスク

信用リスクとは、取引先の経営状態の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため審査管理の強化に努めるとともに、定期的に総資産の自己査定を実施し資産内容を把握検証しております。

自己査定では、貸出資産をリスクの度合いに従って厳格に分類し、適正な償却や引当を行うほか債権売却等の措置を講じて、不良資産の圧縮に努めています。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式などの相場が変動することにより、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

このリスクの増大は、金融機関の資金流動性を弱めたり収益に影響を与える要因となるため、金利変動リスクを中心としたリスク管理を実施し、配賦されたリスク資本の範囲内で適切なリスク・コントロールを行うことで、資産の健全性の確保、かつ安定的な収益を確保するように努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出や市場の混乱等により、通常よりコストの高い資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金不足や高コスト調達が発生しないように資金繰りに万全を期しています。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正行為により損失を被るリスクのことです。

当金庫では、諸規程・マニュアルに基づく正確な事務処理に努めているほか、諸会議や事務指導及び研修の実施により、事務取扱いのレベルアップを図っています。

さらに、部店内自主検査や監査室の内部監査の実施により、不正防止に取組む一方、事務処理の不備の改善や事務ミス防止及び事務処理能力の向上に努めています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの障害・誤作動・システム不備及びコンピューターの不正利用等により損失を被るリスクのことです。

当金庫は、万一のコンピューター・システムのダウンや誤作動に対しても、速やかな復旧ができるよう日頃より緊急対策に万全を図っているほか、定期的にシステムリスク評価を実施しています。

また、サイバーセキュリティ管理規程を策定のうえ対応する対策本部を設置し、定期的に演習等を実施のうえ、態勢整備に努めています。

その他リスク

その他のリスクとは、法務リスク、人的リスク、災害や風評リスクなど、前記に掲げるリスク以外で損失を被るリスクのことです。

当金庫は、さまざまなリスクに備えるため、リスク管理の諸規程や「業務継続基本計画」を整備するなど、万一の場合にも速やかな対応を図ることが出来るように努めています。

経営管理態勢について

内部管理態勢の充実について

業務の健全性及び適切性を確保し金融の円滑化を図るためには、業務のすべてにわたる法令等遵守、お客様保護の徹底が必要であると認識しています。

その体制整備に係る「内部管理基本方針」を制定し強固な内部管理態勢の構築に努めています。

内部管理基本方針の概要

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

コンプライアンス態勢（法令等遵守）について

地域金融機関として、地域社会から信頼され、あわせて地域活性化に貢献するためには、業務運営の健全性及び適切性を確保することが必要不可欠であり、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけています。

また、単に法令・規程等の遵守にとどまらず、より高い倫理、規範、道徳に基づいた誠実かつ公正な姿勢で業務に取り組み、コンプライアンス重視の企業風土の確立に努めています。

態勢整備にあたっては、コンプライアンス基本方針のもと行動綱領やマニュアル等各種規程を制定するとともに毎年度コンプライアンスプログラムを策定し具体的な実践に努めています。

また、組織体制として、業務運営委員会を組成し施策や課題等の検討及び推進状況をモニタリングするとともに、業務運営部門から独立したコンプライアンス対策課を設置しています。

利益相反管理への対応について

当金庫は、利益相反管理基本方針ならびに利益相反管理規程を制定し、お客様とのお取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するよう努めています。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、社会秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、業務の健全性及び適切性を確保するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客様情報の管理について

「個人情報保護宣言」（プライバシーポリシー）を定め、お客様情報を取り扱うすべての役職員が個人情報保護の重要性を認識し、お客様の個人情報の保護と適正な利用を図るための厳格な管理に努めています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

お客様の個人情報の利用目的に関するお知らせ

当金庫は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）」に基づき、お客様の個人情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用させていただきます。

業務内容

- ◎預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ◎公共債、投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ◎その他、信用金庫が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

利用目的

- ◎各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込みの受付のため
- ◎法令等に基づくご本人様の確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ◎預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ◎融資のお申込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- ◎適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ◎与信事業に際して、当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

- ◎他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ◎お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ◎市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ◎ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ◎提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ◎各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ◎その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
- ◎各種法定調書の作成、非課税貯蓄制度の適用のため
- ◎預金口座付番に関する事務のため

ダイレクト・マーケティングの中止

- ◎当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お近くの窓口までお申し出ください。

お客様本位の業務運営に関する取り組み方針について

お客様の安定的な資産形成及び資産運用に資することを目的として、以下の取り組みを通じてお客様本位の業務運営に取り組んでいます。

1. お客様にふさわしい商品やサービスの提供

- ・お客様の安定的な資産形成や資産運用に資することを最優先し商品・サービスを提供します。
- ・お客様のニーズや目的、ライフステージに応じて適切な商品をご選択いただけるよう、商品・サービスの整備をいたします。
- ・当金庫において定める「利益相反管理方針」に基づいて、お客様の利益が不当に損なわれることがないように対応いたします。

2. お客様にわかりやすい情報提供

- ・お客様の知識・投資経験・財産の状況等をお聞きし、お客様のニーズや目的に適した商品・サービスをわかりやすくご提案をいたします。

3. お客様本位の業務運営を実践するための態勢整備

- ・お客様によりご満足いただけるよう、職員研修の実施等を通じて、担当者の専門知識やスキルの向上を図ります。

経営管理態勢について

金融商品に係る勧誘方針

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、適切な運用のご提案を行っています。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点などがございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

金融ADR制度への対応

お客様との間の金融機関業務上の契約において、お客様から異議申立てがあった場合の苦情及び紛争の取り扱いにあたっては、金融分野における裁判外紛争解決制度（金融ADR：Alternative Dispute Resolution）を踏まえ、お客様保護等の内部管理態勢を整備して苦情及び紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めています。

苦情及び紛争解決に対する対応

1. 苦情に対する対応

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日に営業店（電話番号は21ページ参照）又は次の担当部署にお申し出ください。

担 当 部 署	総合企画部コンプライアンス対策課
電 話 番 号	0120-301-865（フリーダイヤル） 0824-72-5588
電 子 メ ー ル	s1758001@facetoface.ne.jp
受 付 時 間	平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

また、当金庫のほかに全国信用金庫協会が運営する相談所でも苦情等を受付けいたします。

相談所の名称	全国しんきん相談所（住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7）
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 時 間	平日9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます）

2. 紛争解決に対するご対応

紛争解決のため、当金庫営業日に上記の総合企画部コンプライアンス対策課又は全国しんきん相談所にお申し出があれば、次の弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
電 話 番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

なお、上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。ご利用いただける弁護士会については、予め前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所又は当金庫コンプライアンス対策課」にお尋ねください。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・ 拡散金融防止に向けた取り組み

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. お客様への対応方針

新規取引開始時及びお客様の情報やお取引の内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認やお取引の目的の確認等を実施します。

また、当金庫がお客様やお取引の内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、お客様の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. お客様からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認やお取引の目的の確認、追加の確認・調査等についてお客様から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知、広報に取り組めます。

お客様情報の定期的な確認についてお願い

当金庫では、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を通じて、お客様が安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

そのため、お客様とお取引の内容、状況等に応じて、お客様の氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、窓口や郵便等により再度ご確認ください。また、その際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。

お客様にはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

総代会制度について

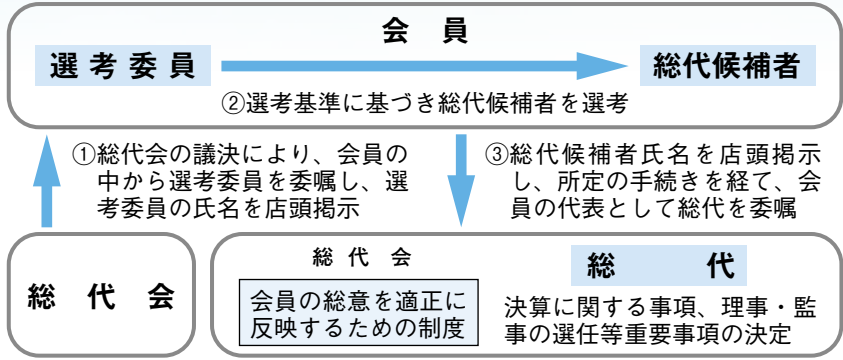
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です



総代会制度について

総代とその選任方法

1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は60人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

2. 総代の選任方法

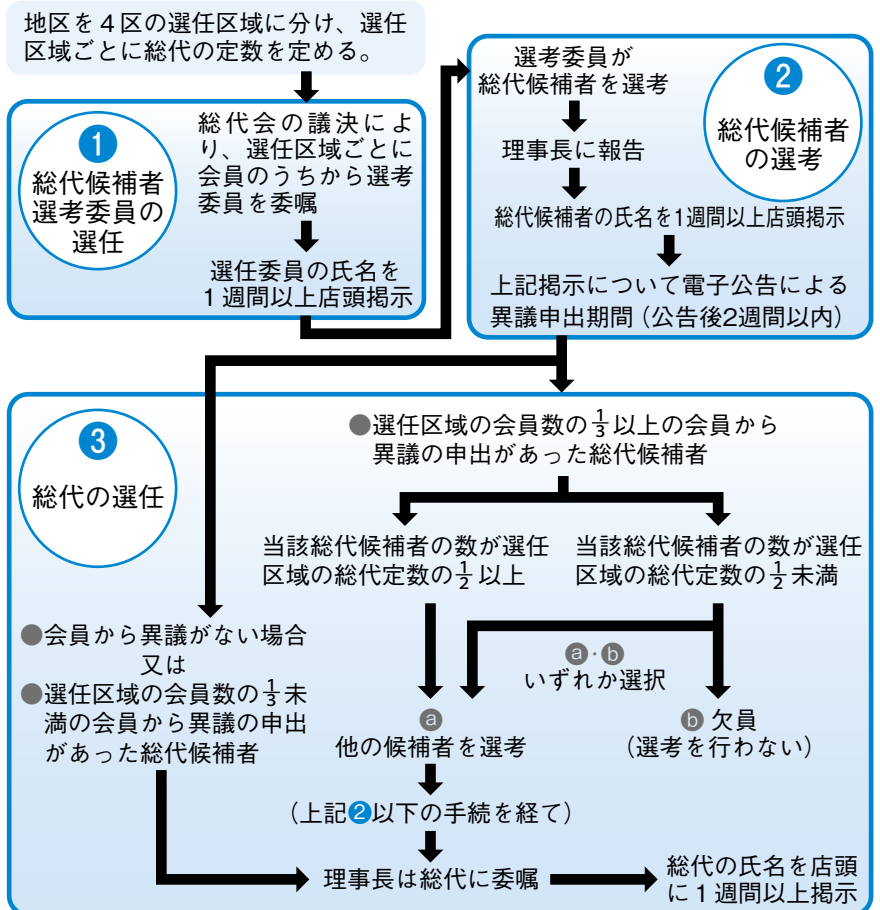
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③その総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

3. 総代候補者選考基準

- ①資格要件
当金庫の会員であること
- ②適格要件
 - ・総代就任時点で満75歳を超えない者
 - ・総代としてふさわしい見識を有している者
 - ・良識を持って正しい判断ができる者
 - ・人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している者
 - ・その他、総代選考委員が適格と認めた者

● 総代が選任されるまでの手続きについて



第76期通常総代会報告並びに決議事項

令和6年6月18日に開催しました第76期通常総代会において下記の事項を報告並びに付議し、各議案とも原案どおり承認可決されました。

報告事項

令和5年度（第76期）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分案承認に関する件
- 第2号議案 会員の除名に関する件
- 第3号議案 総代候補者選考委員18名選任の件
- 第4号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件



総代会制度について

総代の氏名

(令和6年7月1日現在・50音順・敬称省略)

第1区

庄原市（第3区を除く）及び第2区・第4区以外の広島県内地区、島根県仁多郡

芥川信一郎①	糸谷 康孝④	大歳 幹晴④	大森 英司③	金山 一宏⑤	倉田 洋二⑤	児玉 節④
小林 茂樹⑦	佐々木 満⑦	塩本 誠二⑨	志和橋 肇①	武田 和仁①	伊達 儼⑥	土井 幹雄⑥
長岡 廣樹⑦	中間 幸子③	西上 至⑦	西田 篤生⑤	西田 学③	藤谷 善久⑤	藤本 五儀③
細川 裕司①	宮崎 良治④	森本 哲治③	矢吹 昭善⑦	吉本 琢也①		

第2区

三次市（第4区を除く）

上田 秀樹③	江草 久幸⑤	沖 洋助①	加藤 修司④	吉川 輝①	吉川 光彰②	小根森直子③
佐藤 明寛②	沈 勝義⑤	菅原 暢之①	住吉 豪二⑥	田村 謙宗④	中川 筆之⑥	中村 秀樹⑤
中山 利彦④	成 芳則⑧	信國 秀昭⑥	細川喜一郎⑤	堀江 斎⑤	前田 茂⑨	楨原 政範③
政岡 淳⑥	山本 浄基⑥	渡邊 昌平⑤				

第3区

庄原市比和町、庄原市西城町、庄原市口和町、庄原市高野町、庄原市東城町、庄原市総領町

石川 芳秀⑨	伊藤 郁夫⑤	大田 一博③	小田 一徳⑤	小田 長廣⑥	加島 俊次⑤	後藤 茂行④
坂 英美⑤	瀬尾 二六⑥	高橋 進③	谷 壮一郎④	堂前 裕治⑦	友貞 一⑥	長曾 守人⑤
捻金 宏昭①	根波 裕治③	橋本 佳人①	藤田 俊樹④	松島 均⑤	三宅 康文⑥	山本 将登②
吉本 典生⑥						

第4区

三次市三良坂町、三次市吉舎町、三次市君田町、三次市布野町、三次市作木町、三次市三和町、三次市甲奴町

出羽 一則④	小川 治孝③	沖田 和也④	菅野 徳之⑦	松尾 宏④	三好 裕文⑤	温泉川匠吾①
--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

(注) 氏名右横の数字は総代への就任回数です。

〈総代の属性別構成比〉

職業別	法人・法人代表者 87%、個人・個人事業主 13%
年代別	70代 38%、60代 38%、50代 19%、40代 5%
業種別	卸売業・小売業 25%、その他のサービス業 19%、建設業 19%、製造業 13%、その他 24%

経営内容

貸借対照表

資産の部

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
現 金	1,810	1,013
預 け 金	17,688	13,789
買 入 金 銭 債 権	505	406
有 価 証 券	47,193	47,814
国 債	10,955	9,467
地 方 債	6,473	7,252
社 債	15,124	16,493
株 式	478	669
そ の 他 の 証 券	14,160	13,932
貸 出 金	38,743	39,173
割 引 手 形	193	92
手 形 貸 付	759	706
証 書 貸 付	36,664	37,248
当 座 貸 越	1,125	1,126
そ の 他 資 産	745	856
未 決 済 為 替 貸	8	17
信 金 中 金 出 資 金	439	579
未 収 収 益	120	150
そ の 他 の 資 産	176	108
有 形 固 定 資 産	828	819
建 物	362	341
土 地	359	359
リ ー ス 資 産	13	9
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	92	107
無 形 固 定 資 産	7	5
ソ フ ト ウ ェ ア	6	4
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	0	0
繰 延 税 金 資 産	350	393
債 務 保 証 見 返	414	339
貸 倒 引 当 金	△ 502	△ 321
(うち個別貸倒引当金)	(△ 436)	(△ 257)
資 産 の 部 合 計	107,784	104,290

信金中金などに預けたお金

国債などに投資した金額

個人や法人のお客様に融資したお金

貸出金や有価証券の未収利息など

保証した債務に対する求償権

将来予想される貸倒に備えるための引当金

負債の部

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
預 金 積 金	100,503	96,927
当 座 預 金	996	1,290
普 通 預 金	46,407	45,192
貯 蓄 預 金	45	54
通 知 期 預 金	21	105
定 期 預 積 金	49,569	46,984
そ の 他 の 預 金	2,145	2,159
借 用 金	35	29
借 入 金	35	29
そ の 他 負 債	131	110
未 決 済 為 替 借 用 金	16	35
未 払 費 用	21	23
未 給 付 補 填 金	1	1
未 前 払 受 取 税 等 益 金	56	10
未 払 戻 未 済 持 分	3	4
未 払 戻 未 済 持 分	4	8
職 員 預 り 金	0	0
リ ー ス 負 債	8	8
そ の 他 の 負 債	13	9
賞 与 引 当 金	5	7
賞 与 引 当 金	40	50
役 員 賞 与 引 当 金		6
退 職 給 付 引 当 金	266	256
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	38	45
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1	0
偶 発 損 失 引 当 金	7	3
債 務 保 証	414	339
負 債 の 部 合 計	101,438	97,769

預けていただいたお金

預金積金の未払利息など

期末での未納法人税・住民税等の見積額

純資産の部

(単位：百万円)

出 資 金	314	314
普 通 出 資 金	314	314
利 益 剰 余 金	6,566	6,944
利 益 準 備 金	332	332
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,233	6,612
特 別 積 立 金	6,100	6,200
(うち経営強化積立金)	(170)	(200)
当 期 未 処 分 剰 余 金	133	412
処 分 未 済 持 分	△ 0	—
会 員 勘 定 合 計	6,880	7,258
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 535	△ 737
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 535	△ 737
純 資 産 の 部 合 計	6,345	6,521
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	107,784	104,290

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経常収益	1,567,651	1,660,962
資金運用収益	1,464,994	1,525,811
貸出金利息	586,851	612,809
預け金利息	18,339	28,506
有価証券利息配当金	842,188	867,920
その他の受入利息	17,615	16,574
役員取引等収益	89,782	100,416
受入為替手数料	40,695	40,741
その他の役員収益	49,087	59,674
その他業務収益	9,298	8,982
国債等債券売却益	—	614
国債等債券償還益	1,360	1,498
その他の業務収益	7,938	6,869
その他経常収益	3,576	25,752
貸倒引当金戻入益	—	24,524
その他の経常収益	3,576	1,228
経常費用	1,312,808	1,205,807
資金調達費用	14,882	11,877
預金利息	13,382	10,486
給付補填備金繰入額	752	752
借入金利息	698	596
その他の支払利息	48	41
役員取引等費用	86,747	96,638
支払為替手数料	12,470	12,700
その他の役員費用	74,276	83,937
その他業務費用	82,596	121,571
国債等債券売却損	—	121,334
国債等債券償還損	105	140
国債等債券償却	29,989	—
その他の業務費用	52,500	96
経費	912,639	971,127
人件費	581,687	622,000
物件費	301,967	318,026
税金	28,984	31,100
その他経常費用	215,943	4,592
貸倒引当金繰入額	206,522	—
その他の経常費用	9,420	4,592
経常利益	254,843	455,154

ご融資した
お金や運用
している国
債等からの
利息収入

お振込など
のサービ
スの提供
によって得
た収入

お預かりし
ている預
金の利息な
ど

サービスの
提供を受
けた時に支
払った費用

給与等の必
要な営業上
の費用

金庫本来の
利益

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
特別利益	—	254
固定資産処分益	—	254
特別損失	323	417
固定資産処分損	323	417
税引前当期純利益	254,520	454,991
法人税、住民税及び事業税	159,292	30,177
法人税等調整額	△ 20,441	33,924
法人税等合計	138,851	64,102
当期純利益	115,668	390,889
繰越金（当期首残高）	18,139	21,361
当期末処分剰余金	133,807	412,250

期間の最終
利益

経営内容

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	133,807,738	412,250,761
剰余金処分量	112,446,203	392,360,871
普通出資に対する配当金	12,446,203	12,360,871
特別積立金	100,000,000	380,000,000
（うち経営強化積立金）	30,000,000	—
繰越金（当期末残高）	21,361,535	19,889,890

会員の皆様
にお支払い
する配当金

● 監査法人による外部監査について

当金庫の財務諸表については、信用金庫法第38条の2第3項に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受け、適正である旨の監査報告書を受領しております。

〔謄本〕

令和5年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和6年6月19日 広島みどり信用金庫

理事長 **小林 明宗**

令和5年度 財務諸表に関する注記

●貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～39年
その他 3年～15年

- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は0百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
年金資産の額……………1,680,937百万円

年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額……………1,770,192百万円
差引額……………△89,255百万円

- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合

令和5年3月31日現在 0.0735%

- ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

12. 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

13. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 321百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産 393百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 有形固定資産の減価償却累計額1,357百万円

16. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額……………3百万円

危険債権額……………547百万円

三月以上延滞債権額……………－百万円

貸出条件緩和債権額……………314百万円

合計額……………865百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

17. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は92百万円であります。

18. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

担保資産に対応する債務

借入金 29百万円

上記のほか、為替決済、収納代理等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100百万円及び預け金1,472百万円を差し入れております。

19. 出資1口当たりの純資産額1,037円57銭

20. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による業務運営委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、業務運営委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、業務運営委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用基準に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、純投資目的及び事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び業務運営委員会において定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、預け金、有価証券、貸出金、預金積金及び借入金等の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は全体で2,247百万円です。

なお、当金庫では、継続的な検証（バックテスト）により市場VaRに対する計測方法についての妥当性を定期的に分析しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)預け金 ^{(*)1}	13,789	13,848	58
(2)有価証券			
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有目的の債券	3,897	3,667	△ 230
その他有価証券	43,904	43,904	—
(3)貸出金 ^{(*)1}	39,173	—	—
貸倒引当金 ^{(*)2}	△ 321	—	—
	38,851	39,881	1,029
金融資産計	100,443	101,301	857
(1)預金積金 ^{(*)1}	96,927	96,853	△ 74
(2)借入金 ^{(*)1}	29	31	1
金融負債計	96,957	96,884	△ 72

（*1）預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.から25.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 ⁽¹⁾	12
信金中央金庫出資金 ⁽¹⁾	579
組合出資金 ⁽²⁾	0
合 計	592

(*1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、25.まで同様であります。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	400	407	7
	小 計	400	407	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	400	364	△35
	そ の 他	3,097	2,895	△202
	小 計	3,497	3,259	△237
合 計		3,897	3,667	△230

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	656	259	397
	債 券	12,067	11,972	94
	国 債	2,647	2,620	27
	地 方 債	4,420	4,397	22
	社 債	4,999	4,954	44
	そ の 他	4,666	4,540	125
	小 計	17,391	16,773	617
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—
	債 券	20,745	21,976	△1,231
	国 債	6,819	7,404	△585
	地 方 債	2,831	2,912	△80
	社 債	11,093	11,659	△565
	そ の 他	5,768	6,174	△405
	小 計	26,513	28,150	△1,637
合 計		43,904	44,923	△1,019

23. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	—	—	—
債 券	1,390	0	97
国 債	790	—	65
地 方 債	—	—	—
社 債	600	0	31
そ の 他	2,273	469	149
合 計	3,663	469	246

25. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に比べて時価が50%以上下落した場合、または、時価が30%以上50%未満下落した場合においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の信用リスク等を勘案した基準により行っております。

26. 運用目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

27. 満期保有目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

28. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当する事項はありません。

29. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、10,544百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,442百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

●繰延税金資産

(単位：百万円)

その他有価証券評価差額金	281
退職給付引当金	70
貸倒引当金	56
賞与引当金	13
役員退職慰労引当金	12
減価償却限度額超過額	8
有価証券評価損	5
その他	36
繰延税金資産小計	485
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△92
繰延税金資産合計	393

●繰延税金負債

(単位：百万円)

—	—
繰延税金負債合計	—
繰延税金資産（負債）の純額	393

31. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項
当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 0百万円

●損益計算書の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 62円19銭
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、100,031千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

役員等の報酬体系

●対象役員

報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事です。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、理事につきましては理事会の決議により、監事につきましては監事会の協議により決定しております。

なお、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	金 額	
対象役員に対する報酬等の支払総額	74	
(内訳)	基 本 報 酬	65
	賞 与	—
	退 職 慰 労 金	8

- (注)1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任した者を含む。)
2.退職慰労金は、当期中に支払った退職慰労金(前期以前に繰り入れた引当金を除く)と当期に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

●対象職員等

報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者を含めております。
2.「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3.令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

経営指標

■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利益 経常収益	1,319	1,400	1,368	1,567	1,660
経常利益	269	234	278	254	455
当期純利益	194	156	223	115	390
期末残高 預金積金残高	90,087	98,412	101,397	100,503	96,927
貸出金残高	34,205	36,810	38,056	38,743	39,173
有価証券残高	53,191	54,158	55,089	47,193	47,814
純資産額	6,844	6,887	7,084	6,345	6,521
総資産額	98,084	106,272	109,336	107,784	104,290
出資 出資総額	314	314	314	314	314
出資総口数(千口)	6,292	6,281	6,285	6,284	6,284
出資に対する配当金(円)	12,570,601	12,522,367	12,529,858	12,446,203	12,360,871
出資1口当たり配当金(円)	2	2	2	2	2
配当率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%
会員数(人)	8,014	8,019	8,082	8,039	8,064
単体自己資本比率	17.42%	17.94%	17.74%	17.80%	18.30%
役員数(人)	12	11	11	11	11
うち常勤役員数(人)	7	6	6	6	6
職員数(人)	74	72	73	74	75
うち男性職員数(人)	42	43	44	42	43
うち女性職員数(人)	32	29	29	32	32
平均年齢	38歳5ヵ月	39歳5ヵ月	38歳6ヵ月	39歳1ヵ月	38歳8ヵ月

(注) 職員数には、パート、非常勤嘱託及び被仕向の職員は含めておりません。

■資金運用収支の内訳

	平均残高(百万円)		利息(千円)		利回り(%)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
資金運用勘定	107,257	104,560	1,464,994	1,525,811	1.36	1.45
うち貸出金	38,663	39,692	586,851	612,809	1.51	1.54
うち預け金	15,170	14,576	18,339	28,506	0.12	0.19
うち有価証券	52,175	49,391	842,188	867,920	1.61	1.75
資金調達勘定	102,103	99,049	14,882	11,877	0.01	0.01
うち預金積金	102,038	98,996	14,135	11,239	0.01	0.01
うち借入金	39	33	698	596	1.76	1.76

損益の状況

■業務粗利益

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用収支	1,450	1,513
資金運用収益	1,464	1,525
資金調達費用	14	11
役務取引等収支	3	3
役務取引等収益	89	100
役務取引等費用	86	96
その他業務収支	△ 73	△ 112
その他業務収益	9	8
その他業務費用	82	121
業務粗利益	1,379	1,405
業務粗利益率	1.28%	1.34%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
業務純益	474	448
実質業務純益	477	448
コア業務純益	506	568
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	182	224

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

区 分	令和4年度			令和5年度		
	残高要因	利率要因	合計	残高要因	利率要因	合計
受取利息	△ 8	218	209	△ 33	95	61
うち貸出金	12	△ 18	△ 6	14	11	25
うち預け金	2	6	8	△ 0	10	10
うち有価証券	△ 23	230	207	△ 47	73	25
支払利息	3	△ 10	△ 6	△ 2	0	△ 2
うち預金積金	3	△ 10	△ 6	△ 2	0	△ 2
うち借入金	△ 0	0	△ 0	△ 0	0	△ 0

(注) 残高および利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減要因に含める方法により算出しています。

経営諸比率

■預貸率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
期末預貸率	38.54	40.41
期中平均預貸率	37.89	40.09

(注) 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100

■総資金利鞘

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資金運用利回り	1.36	1.45
資金調達原価率	0.89	0.97
総資金利鞘	0.47	0.48

(注) 総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率

■預証率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
期末預証率	46.95	49.33
期中平均預証率	51.13	49.89

(注) 預証率=有価証券/(預金積金+譲渡性預金)×100

■総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.23	0.43
総資産当期利益率	0.11	0.37

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(債務保証見返りを除く)平均残高×100

■職員1人当たり預金貸出金

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
預 金	1,322	1,258
貸 出 金	509	508

預金業務

■預金積金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
流動性預金	47,190	47,109
定期性預金	54,546	51,565
（うち固定金利定期預金）	51,820	48,866
（うち変動金利定期預金）	606	567
その他の預金	302	321
合計	102,038	98,996
譲渡性預金	—	—
総合計	102,038	98,996

- (注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

	令和4年度	令和5年度
個人	74,611 (74.2)	73,921 (76.3)
法人	25,891 (25.8)	23,006 (23.7)
（一般法人）	18,890 (18.8)	18,642 (19.2)
（金融機関）	46 (0.0)	61 (0.1)
（公金）	6,954 (6.9)	4,302 (4.4)
合計	100,503 (100.0)	96,927 (100.0)

(注) ()内は構成比です。

■定期預金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
定期預金	49,569	46,984
固定金利定期預金	48,984	46,446
変動金利定期預金	584	538

融資業務

■科目別の貸出金平均残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
割引手形	169	157
手形貸付	932	797
証書貸付	36,480	37,611
当座貸越	1,080	1,125
合計	38,663	39,692

■固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
変動金利	12,365	11,697
固定金利	26,377	27,475

■担保別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円)

種類	貸出金		債務保証見返	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
当金庫預積金	1,118	1,131	24	18
有価証券	—	—	—	—
不動産	4,081	3,957	4	3
信用保証協会	8,601	8,439	—	—
保証	9,818	9,779	368	88
信用	15,123	15,864	17	229
その他	—	—	—	—
合計	38,743	39,173	414	339

■貸出金残高内訳（業種別・会員別・使途別）

（単位：百万円、％）

	令和4年度		令和5年度	
	金額	構成比	金額	構成比
農業・林業	390	(1.0)	403	(1.0)
漁業・水産養殖業	—	(—)	—	(—)
鉱業	—	(—)	—	(—)
建設業	1,630	(4.2)	1,678	(4.3)
製造業	2,668	(6.9)	2,682	(6.8)
卸売業・小売業	2,071	(5.3)	1,936	(4.9)
金融・保険業	9,032	(23.3)	9,163	(23.4)
不動産業	4,667	(12.0)	4,709	(12.0)
運輸通信業	999	(2.6)	1,093	(2.8)
電気・ガス・水道業等	344	(0.9)	230	(0.6)
サービス業	4,002	(10.3)	4,077	(10.4)
小計	25,808	(66.6)	25,972	(66.3)
地方公共団体	4,273	(11.0)	4,481	(11.4)
個人(住宅・消費・納税等)	8,662	(22.4)	8,720	(22.3)
合計	38,743	(100.0)	39,173	(100.0)

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. () 内は構成比です。

■貸出金の資金使途別内訳

（単位：百万円）

■住宅ローン・消費者ローン残高

（単位：百万円）

	令和4年度	令和5年度
運転資金	24,567	25,462
設備資金	14,175	13,710
合計	38,743	39,173

	令和4年度	令和5年度
住宅ローン	5,982	5,979
消費者ローン	3,399	2,922
合計	9,381	8,901

証券業務

■有価証券残高

（単位：百万円、％）

	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	10,955 (23.2)	11,240 (21.5)	9,467 (19.8)	10,936 (22.1)
地方債	6,473 (13.7)	6,625 (12.7)	7,252 (15.2)	7,259 (14.7)
社債	15,124 (32.0)	15,469 (29.6)	16,493 (34.5)	16,827 (34.1)
株式	478 (1.0)	240 (0.5)	669 (1.4)	273 (0.6)
投資信託	5,831 (12.4)	9,941 (19.1)	5,486 (11.5)	5,397 (10.9)
外国証券	8,225 (17.4)	8,560 (16.4)	8,346 (17.5)	8,602 (17.4)
その他の証券	103 (0.2)	96 (0.2)	99 (0.2)	96 (0.2)
合計	47,193 (100.0)	52,175 (100.0)	47,814 (100.0)	49,391 (100.0)

(注) () 内は構成比です。

■商品有価証券残高……………該当ございません。

■有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

	1年以下		1年超 3年以下		3年超 5年以下		5年超 7年以下		7年超 10年以下		10年超		期間の定め のないもの		合計	
	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 4年度	令和 5年度
国債	1,005	1,617	2,065	412	—	—	—	—	395	296	7,489	7,140	—	—	10,955	9,467
地方債	1,858	2,204	2,421	201	—	154	208	202	1,599	4,205	386	283	—	—	6,473	7,252
社債	1,204	1,834	2,375	943	1,439	1,038	1,292	1,897	2,521	4,403	6,290	6,375	—	—	15,124	16,493
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	478	669	478	669
投資信託	368	—	—	75	—	—	—	548	706	376	3,175	3,241	1,580	1,245	5,831	5,486
外国証券	300	300	583	397	399	900	1,701	2,913	2,800	1,496	2,440	2,337	—	—	8,225	8,346
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103	99	103	99
合計	4,735	5,956	7,446	2,030	1,838	2,093	3,202	5,562	8,024	10,778	19,782	19,378	2,162	2,014	47,193	47,814

■有価証券・金銭の信託の時価等情報

(1) 売買目的有価証券 該当ございません。

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	令和4年度			令和5年度			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	
	地 方 債	—	—	—	—	—	
	社 債	—	—	—	—	—	
	そ の 他	100	103	3	400	407	7
	小 計	100	103	3	400	407	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	
	地 方 債	—	—	—	—	—	
	社 債	300	275	△ 24	400	364	△ 35
	そ の 他	3,397	3,104	△ 292	3,097	2,895	△ 202
	小 計	3,697	3,380	△ 316	3,497	3,259	△ 237
合 計	3,797	3,484	△ 312	3,897	3,667	△ 230	

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

種 類	令和4年度			令和5年度			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	株 式	433	225	208	656	259	397
	債 券	15,129	14,917	211	12,067	11,972	94
	国 債	3,807	3,729	77	2,647	2,620	27
	地 方 債	5,452	5,398	54	4,420	4,397	22
	社 債	5,870	5,789	80	4,999	4,954	44
	そ の 他	3,089	2,647	441	4,666	4,540	125
	小 計	18,652	17,790	861	17,391	16,773	617
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株 式	32	33	△ 1	—	—	—
	債 券	17,124	18,080	△ 955	20,745	21,976	△ 1,231
	国 債	7,148	7,495	△ 346	6,819	7,404	△ 585
	地 方 債	1,021	1,061	△ 39	2,831	2,912	△ 80
	社 債	8,954	9,523	△ 569	11,093	11,659	△ 565
	そ の 他	7,573	8,218	△ 644	5,768	6,174	△ 405
	小 計	24,731	26,332	△ 1,600	26,513	28,150	△ 1,637
合 計	43,383	44,122	△ 739	43,904	44,923	△ 1,019	

(注) 1. 「貸借対照表計上額」は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託及び外国証券等です。

(4) 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

内 容	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	12	12
組 合 出 資 金	—	0

(5) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの 該当ございません。

(6) 運用目的の金銭の信託 該当ございません。

(7) 満期保有目的の金銭の信託 該当ございません。

(8) その他の金銭の信託 該当ございません。

不良債権等への対応

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）・金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保 全 率 (b)/(a)	引 当 率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	3	3	3	—	100.00%	—
危 険 債 権	令和4年度	504	504	255	249	100.00%	100.00%
	令和5年度	547	547	290	257	100.00%	100.00%
要 管 理 債 権	令和4年度	333	132	124	8	39.83%	3.98%
	令和5年度	314	144	136	7	45.94%	4.42%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和4年度	333	132	124	8	39.83%	3.98%
	令和5年度	314	144	136	7	45.94%	4.42%
小 計 (A)	令和4年度	838	637	380	257	76.05%	56.18%
	令和5年度	865	695	430	265	80.39%	61.10%
正 常 債 権 (B)	令和4年度	38,353					
	令和5年度	38,698					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和4年度	39,191					
	令和5年度	39,564					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

対応
不良債権等への

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和4年度	62	66	-	※ 62	66
	令和5年度	66	64	-	※ 66	64
個 別 貸 倒 引 当 金	令和4年度	255	436	26	※ 228	436
	令和5年度	436	257	156	※ 279	257
合 計	令和4年度	317	502	26	※ 291	502
	令和5年度	502	321	156	※ 346	321

※洗い替えによる取崩額

貸出金償却の状況

(単位：百万円)

令和4年度	令和5年度
—	—

自己資本の充実の状況

自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	6,868	7,246
うち、出資金及び資本剰余金の額	314	314
うち、利益剰余金の額	6,566	6,944
うち、外部流出予定額 (△)	12	12
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	66	64
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	66	64
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	6,934	7,310
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	5	3
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	5	3
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	5	3
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	6,929	7,307
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	36,369	37,161
資産 (オン・バランス) 項目	36,033	36,873
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	0	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	0	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	335	288
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,540	2,759
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	38,909	39,921
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	17.80%	18.30%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

これまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っているものと評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる営業推進施策の収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策としております。

(単位：百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	36,369	1,454	37,161	1,486
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	36,033	1,441	36,873	1,474
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	315	12	335	13
金融機関向け	3,791	151	3,260	130
法人等向け	19,846	793	19,949	797
中小企業等・個人向け	3,779	151	3,895	155
抵当権付住宅ローン	1,271	50	1,133	45
不動産取得等事業向け	475	19	444	17
三月以上延滞等	—	—	—	—
取立未済手形	1	0	3	0
信用保証協会等による保証付	183	7	186	7
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	359	14	358	14
出資等のエクスポージャー	359	14	358	14
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,285	131	4,437	177
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	452	18	592	23
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,724	108	2,868	114
ルック・スルー方式	2,724	108	2,868	114
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,540	101	2,759	110
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	38,909	1,556	39,921	1,596

(注)

- 所要自己資本の額 = リスク・アセット × 4%
- 「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。
- 「三月以上延滞等」とは元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。
- 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーショナル・リスク相当額 (基礎的手法) の算定方法〉

粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額) × 15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

- 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

自己資本の充実
の状況

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1) リスク管理方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な方針や体制等を明示した「信用リスク管理基本方針」を制定し、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの分析・評価は、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理等、さまざまな角度から行っています。また、当金庫では、信用リスク計測にあたって、信用リスク計測システム等を活用し、VaRにより計測したリスク量(最大予想損失額)を参考にして、統合的なリスク管理を行っています。

信用リスクの管理・運営については、業務運営委員会や常勤理事会により行うとともに、必要に応じて理事会への報告を行う等の体制を整備しています。

なお、貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めています。

(2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

適格格付機関として以下の4社をリスク・ウェイトの判定に利用しています。

① R&I 株式会社 格付投資情報センター	③ S&P S&P・グローバル・レーティング
② JCR 株式会社 日本格付研究所	④ Moody's ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金等		債 券		デリバティブ取引					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国 内	94,020	91,573	39,126	39,534	52,288	49,493	-	-	-	-
国 外	8,597	8,597	-	-	8,597	8,597	-	-	-	-
地 域 別 合 計	102,618	100,170	39,126	39,534	60,885	58,090	-	-	-	-
製 造 業	6,221	6,335	2,673	2,687	3,548	3,648	-	-	-	-
農 業、林 業	390	403	390	403	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	1,695	1,709	1,695	1,709	-	-	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	6,391	6,229	344	229	6,047	5,999	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,904	1,764	2	2	1,901	1,762	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	1,253	1,446	1,054	1,146	199	299	-	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	2,781	2,646	2,072	1,936	709	709	-	-	-	-
金 融 業、保 険 業	20,828	21,295	9,053	9,184	11,775	12,110	-	-	-	-
不 動 産 業	5,883	6,021	4,684	4,721	1,199	1,299	-	-	-	-
物 品 賃 貸 業	7	87	7	87	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	87	171	87	171	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	14	14	14	14	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	1,543	1,265	1,543	1,265	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	607	639	607	639	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	33	27	33	27	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	938	1,001	938	1,001	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	1,095	1,302	979	1,086	116	216	-	-	-	-
国・地方公共団体	39,578	36,450	4,272	4,487	35,305	31,962	-	-	-	-
個 人	8,671	8,731	8,671	8,731	-	-	-	-	-	-
そ の 他	2,689	2,627	-	-	83	82	-	-	-	-
業 種 別 合 計	102,618	100,170	39,126	39,534	60,885	58,090	-	-	-	-
1 年 以 内	7,456	8,342	3,106	2,404	4,349	5,937	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 内	10,152	4,931	2,766	2,980	7,386	1,950	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 内	7,124	9,048	4,737	6,552	2,386	2,495	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 内	10,041	11,782	6,775	6,778	3,265	5,003	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 内	16,090	17,807	8,684	7,246	7,406	10,561	-	-	-	-
10 年 超	30,457	30,812	12,862	13,408	17,594	17,403	-	-	-	-
期間の定めのないもの	21,296	17,446	192	163	18,496	14,737	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	102,618	100,170	39,126	39,534	60,885	58,090	-	-	-	-

自己資本の充実
の状況

- (注) 1. 「貸出金等」とは、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引のことです。
 2. 「債券」には、預け金、買入金銭債権、有価証券及びその他資産に区分する出資金を計上しています。
 3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、その他資産等が含まれております。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 前掲(40ページ)「貸倒引当金の内訳」を参照願います。

(単位：百万円)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	目的使用 令和4年度	目的使用 令和5年度	その他 令和4年度	その他 令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製造業	—	28	28	28	—	—	—	※28	28	28	—	—
農業、林業	36	6	6	4	—	—	※36	※6	6	4	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	65	65	65	70	—	—	※65	※65	65	70	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	4	—	—	—	—	—	4	—	—
卸売業、小売業	61	69	69	68	—	—	※61	※69	69	68	—	—
金融業、保険業	—	187	187	—	—	156	—	※30	187	—	—	—
不動産業	54	54	54	56	—	—	※54	※54	54	56	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	26	—	—	—	26	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	4	4	4	4	—	—	※4	※4	4	4	—	—
その他サービス業	6	19	19	19	—	—	6	※19	19	19	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	255	436	436	257	26	156	228	279	436	257	—	—

※洗い替えによる取崩額

- (注) 1. 国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウエイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	36,389	—	32,764
10%	—	7,286	—	7,226
20%	8,620	8,984	10,421	7,980
35%	—	3,667	—	3,265
50%	9,102	1,000	9,203	1,000
75%	—	6,789	—	7,007
100%	2,512	17,876	2,141	18,806
150%	—	—	—	—
200%	—	—	—	—
250%	250	—	250	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	102,479	—	100,067	—

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

自己資本の充実
の状況

信用リスク削減手法に関する事項

「信用リスク削減手法」とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証等が該当します。当金庫では、与信審査に際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的措置と認識しており、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただくなど、適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める規程等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める規程や各種約定書等により、適切な取扱いに努めています。

バーゼル規制における信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として適格保証人のリスク・ウェイトを用いることが認められており、これらのエクスポージャーについては、担保及び保証にかかるそれぞれのリスク・ウェイトを適用しています。そのうち、保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府・地方公共団体保証と同様に、また一般社団法人しんぎん保証基金については、適格格付機関（JCR）が付与している格付（AA⁻）に基づき判定しています。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,124	1,013	4,665	4,681		
①ソブリン向け	—	—	—	—		
②金融機関向け	—	—	—	—		
③法人等向け	638	529	—	—		
④中小企業等・個人向け	476	474	3,928	4,002		
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	737	678		
⑥不動産取得等事業向け	10	10	—	—		
⑦三月以上延滞等	—	—	—	—		

(注) 適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」と定義しています。オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しています。

また、これらリスクに関しましては、業務運営委員会等において協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等への報告態勢を整備しています。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しています。

出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況については常勤理事会に定期的に諮り、投資継続の是非等を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。なお、取引にあたっては、「余裕資金運用基準」に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	569	569	756	756
非上場株式等	452	—	592	—
合 計	1,021	569	1,348	756

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償 却	—	—

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評価損益	213	400

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ございません。

リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	5,721	5,519
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

- (注) 1. ルック・スルー方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の信用リスクアセットを算出し、足し上げる方式です。
 2. マンデート方式とは、ファンドの運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、個々の資産の信用リスク・アセットを足し上げる方式です。
 3. 蓋然性方式とは、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産のリスク・ウェイトの加重平均が250％（400％）を下回る蓋然性が高い場合は250％（400％）のリスク・ウェイトを適用する方式です。
 4. フォールバック方式とは、上記以外の場合に1,250％のリスクウェイトを適用する方式です。

金利リスクに関する事項（銀行勘定金利リスク：IRRBB）

■銀行勘定の金利リスク（IRRBB）

(単位：百万円)

項番	金利ショックシナリオ	イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NII			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	3,441	4,285	159	175				
2	下方パラレルシフト	0	0	42	32				
3	スティープ化	3,055	3,802						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	上記のうち最大値	3,441	4,285	159	175				
		ホ				ヘ			
		令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
8	自己資本の額	6,929		7,307					

○金利リスク

金利リスクとは、金融機関が保有する資産・負債のうち、預金、貸出金、有価証券等の市場金利の影響を受ける勘定について、金利の変動（金利ショック）により経済的価値が減少するリスクのことです。

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

○定性的な開示事項

(1) 金利リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）については、モニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めています。

毎月末を基準日として、月次でVaR（バリュエーション・アット・リスク）による金利リスク量及び銀行勘定の金利リスク量（ΔEVE及びΔNII）を算出し、それぞれ常勤理事会等に報告のうえ、リスクの検証並びに自己資本に対するリスク量のコントロールを行い、健全性の確保に努めています。

なお、当金庫では、ヘッジ取引を行っていません。

(2) 金利リスク算定手法の概要

① ΔEVE（銀行勘定のうち、金利ショックによる経済的価値の減少額）及びΔNII（金利ショックに対する算定基準日から12ヵ月を経過する日までの金利収益減少額）の算定における前提条件は以下のとおりになります。

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、ともに想定していません。
- ・IRRBBの算出にあたり、ΔEVEは通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。一方、ΔNIIは通貨別に算出した金利リスクの値の正負に関係なく単純合算しています。
- ・なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。
- ・IRRBBの算出にあたり、ΔEVE及びΔNIIでは預貸金にスプレッドを含めず、有価証券には含めて算出しています。
- ・内部モデルは、使用していません。

当期のΔEVEの算出結果は、自己資本額の20％を超えておりますが、金利リスクの顕在時においても十分な自己資本額の余裕を確保しており、国内基準金融機関の最低所要自己資本額以上を維持するものと認識しています。

② ΔEVE以外の金利リスクの算定手法の概要

ΔEVEの他に金利リスク量をVaRにより算定するとともに、リスク資本配賦額の範囲内でアラームポイントを設定し、リスク管理を行っています。

VaRの算出にあたっては、金利変動が正規分布になると仮定する「分散共分散法」（保有期間120日、観測期間5年、信頼水準99％）にて算定しています。

【VaR（バリュエーション・アット・リスク）】

過去の一定期間の金利・株価・為替等の変動データに基づき、将来のある一定期間のうちに、ある一定の確率で発生し得る最大損失額を統計的に計測する手法のことです。

沿革

大正 9年 8月14日	有限責任庄原信用組合許可 (昭和14年 四種兼営に移り、戦時、農業会法の施行により解散)	平成20年 6月27日	森信正敏 理事長就任
昭和22年10月 8日	創立総会開催	平成20年12月 9日	公立大学法人県立広島大学との包括協定調印式
昭和23年 2月 1日	有限責任 庄原信用組合として設立許可	平成21年 1月22日	営業地区拡張認可(広島市安佐南区)
昭和24年 4月	市街地信用組合として組織変更	平成21年 2月20日	口和支店廃止(本店営業部承継)
昭和24年 7月18日	設立登記	平成22年 4月 6日	東城支店開設
昭和26年12月	信用金庫法施行により庄原信用金庫に改組	平成24年 4月 1日	「みどりしんきんのなんでも相談」制度創設
昭和27年 1月16日	大蔵大臣より信用金庫法による免許	平成25年 9月 2日	医療保険・がん保険取扱開始
昭和27年10月	比和支店 開設	平成25年11月24日	サングリーン相談コーナー
昭和29年 5月	西城支店 開設	平成26年 6月10日	「きんさいベルデ」開設
昭和39年12月	西城支店 新築落成	株式会社日本政策金融公庫との業務提携締結	
昭和40年 5月	口和出張所 開設	平成26年 8月 8日	サングリーン出張所オープン
昭和43年 1月 8日	三河内政美 理事長就任	平成27年 4月13日	庄原市役所包括協定調印式
昭和49年 4月	本店 新築落成	平成27年 6月16日	光永義則 理事長就任
昭和54年 4月28日	預金量 100億円達成	平成27年 6月26日	営業地区拡張認可(広島県内全域)
昭和55年12月	口和出張所 支店昇格	平成28年 6月 1日	「三次市における高齢者等見守り活動に関する協定書」の締結
昭和57年 2月 5日	森信吟二 理事長就任	平成28年12月 6日	庄原市「避難所施設利用に関する覚書」の締結
昭和59年 5月31日	証券業務取扱認可	平成29年 2月 6日	株式会社商工組合中央金庫との業務協力の覚書締結
昭和61年 3月24日	西城支店(拡張建替) 新築落成	平成29年10月30日	三次支店店舗新築オープン
昭和61年11月29日	預金量 200億円達成	平成30年 6月25日	三次市と三次市域における文化・観光・まちづくり推進に関する連携協定締結
昭和61年12月 1日	高野出張所 新設落成	平成30年 8月15日	預金量 900億円達成
昭和63年11月 2日	比和支店 新築落成	平成30年10月31日	サングリーン出張所廃止
平成 1年 8月 1日	高野出張所 支店昇格	平成31年 4月15日	「高齢者安心サポートサービス」取扱開始
平成 3年 3月26日	預金量 300億円達成	令和 元年 7月 1日	窓口営業時間変更(比和・東城・皇敷支店)
平成 3年 8月 1日	両替業務の開始認可	令和 2年 4月 1日	窓口営業時間変更(西城・高野・三良坂支店)
平成 3年11月11日	本店 日本銀行当座預金取引開始	令和 2年 7月 9日	広島県しんきん事業承継ネットワークに関する協定締結
平成 4年12月 1日	本店 日本銀行歳入代理店承認	令和 2年10月30日	預金量 1,000億円達成
平成 5年 4月 6日	三次信用金庫と合併調印式	令和 2年11月20日	みどりしんきんSDGs宣言を表明
平成 5年 6月 1日	西城・高野支店 日本銀行歳入代理店承認	令和 3年 6月 3日	みどりしんきん公式Facebook・Instagram開設
平成 5年11月 1日	広島みどり信用金庫 誕生	令和 3年 6月18日	小林明宗 理事長就任
平成 5年12月27日	預金量 600億円達成	令和 3年 7月 1日	窓口営業時間変更(三次支店)
平成 6年 6月 1日	営業地区拡張(広島市安佐北区)	令和 4年 2月18日	庄原市キャッシュレス事業に関する包括連携協定締結
平成 6年 7月 1日	比和・口和・三次・十日市・皇敷・三良坂支店日本銀行歳入代理店承認	令和 4年 8月30日	公共財団法人ひろしま産業振興機構との連携協定締結
平成 7年 4月 3日	西日本建設業保証(株)取扱開始	令和 4年 9月 1日	広島県よろず支援拠点オンラインサテライト室開設
平成 8年12月20日	本店増築工事竣工	令和 4年10月 7日	Instagram採用アカウント開設
平成 9年 9月30日	預金量 700億円達成	令和 4年11月 4日	電子手形交換取扱開始
平成11年 3月29日	ゆうちょATM との相互接続スタート	令和 5年11月30日	しんきん地域創生ネットワーク株式会社との連携協定締結
平成11年11月29日	三良坂支店店舗新築移転オープン		
平成12年 3月 6日	デビットカードサービス取扱開始		
平成12年 8月21日	十日市支店店舗新築オープン		
平成12年12月 4日	しんきんゼロネットサービス取扱開始		
平成13年 3月 5日	スポーツ振興くじ払戻し業務取扱開始		
平成13年 4月 2日	損害保険窓口販売取扱開始		
平成13年11月26日	「ひろしまネットサービス(HNS)」取扱開始		
平成14年10月15日	生命保険窓口販売取扱開始		
平成15年 2月 3日	個人向け国債販売業務取扱開始		
平成15年 4月21日	預金量 800億円達成		
平成16年 1月19日	マルチペイメント取扱開始		
平成18年 6月 7日	広島県国民年金基金加入申込受理業務取扱開始		

索引

省令による開示項目

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
①事業の組織	12
②理事・監事の氏名及び役職名	12
③事務所の名称及び所在地	21
2. 金庫の主要な事業の内容	12
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	5・6
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	
・経常収益・経常利益・当期純利益	35
・出資総額及び出資総口数	35
・純資産額・総資産額	35
・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高	35
・単体自己資本比率	35
・出資に対する配当金・配当率	35
・職員数	35
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
・業務粗利益及び業務純益等	36
・資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	36
・資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	36
・受取利息及び支払利息の増減	36
・総資産経常利益率・総資産当期利益率	36
②預金に関する指標	
・預金種目別平均残高	37
・預金者別預金残高	37
・定期預金金利区分別残高	37
③貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	37
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	37
・担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び債務保証見返額	37
・用途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	38
・業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	38
・預貸率の期末値及び期中平均値	36
④有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別の平均残高	該当なし
・有価証券の種類別の平均残高	38
・有価証券の残存期間別残高	38
・預証率の期末値及び期中平均値	36

4. 金庫の事業の運営に関する事項	
・リスク管理の体制	22
・法令遵守の体制	23
・中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	7~10
・金融ADR制度への対応	25
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	29・30
(2)リスク管理債権及び金融再生法開示債権の状況	40
①破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	40
②危険債権に該当する貸出金	40
③三月以上延滞債権に該当する貸出金	40
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	40
(3)自己資本の充実の状況	41~46
・自己資本の構成に関する事項	41
・自己資本の充実度に関する事項	42
・信用リスクに関する事項	43
・信用リスク削減手法に関する事項	45
・証券化エクスポージャーに関する事項	45
・オペレーショナル・リスクに関する事項	45
・出資等エクスポージャーに関する事項	45
・リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	46
・金利リスクに関する事項	46
(4)有価証券、金銭の信託に関する価額・時価及び評価損益	38・39
(5)規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当なし
(6)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	40
(7)貸出金償却の額	40
(8)貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている旨	30
(9)財務諸表作成に係る内部監査等の適正性・有効性等の確認	30
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	34
7. 金庫の子会社等に関する事項	該当なし

自主開示項目

・基本方針	2
・地域と当金庫の関わり	3~4
・SDGsへの取り組み	7
・業務・商品・サービスの案内	13~18
・手数料一覧	19~20
・ATM設置状況	21
・お客様情報の管理について	24
・お客様の個人情報の利用目的に関するお知らせ	24
・お客様本位の業務運営に関する取り組み方針	24
・金融商品に係る勧誘方針	25



HIROSHIMA MIDORI SHINKIN BANK
REPORT 2024

